

デジタル法案と個人情報保護

(1)なぜ、今、デジタル法案・デジタル庁か？

(2)デジタル改革関連6法の経過と概要

- ・情報利用に関する2つの基本法(IT基本法=デジタル社会形成基本法、個人情報保護法)の全面改正
- ・首相を長とし強力な権限+予算をもつ民間主導の異例の官庁=デジタル庁の設置(2021年9月)
- ・国・地方・準公共分野(医療・教育等)のシステムの国主導の全面的見直し(標準化、クラウド共同化)
- ・マイナンバー制度の利用拡大(預貯金口座の付番登録、国家資格管理、健康増進法検診、等)
- ・マイナンバーカードの普及・拡大(スマート搭載、郵便局での電子証明書の更新、)
- ・個人情報の保護から利活用へ(利活用の支障=自治体条例、個人情報の定義の違い等、を解消する)

(3)個人情報の保護から利活用へ

(4)デジタル庁のめざすマイナンバー制度の再構築とデジタル国家

※出典注記のない法案説明資料は、2021年3月26日 IT総合戦略本部デジタル・ガバメント分科会資料1より

共通番号いらないネット(共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会)とは？

共通番号いらないネットは、共通番号制度を廃止に追い込むことをめざし、全国的に幅広く運動を創り出していくため、共通番号制度に反対する市民・議員・研究者・弁護士・医師などさまざまな立場の人々が集まる開かれたネットワークです。



デジタル庁開運法案で市民監視と個人情報の利活用が進む
2021年2月10日、政府はデジタル改革推進の法案を閣議に提出しました。デジタル社会形成基本法、預貯金口座の登録義務の法律、自治体の情報システム標準化法と、デジタル社会形成の実行規約60本の改正をまとめた整備法案です。マイナンバー制度は、その基幹システムになります。

解説:大臣を除くすべてのデジタル庁は、マイナンバーカードや電子証明、本人確認関係のシステムを集中管理します。各都府県、市町村、医療教育関係の民間事業者のデータの標準化や政府クラウドの構築、外郭組織機能の強化、個人情報などの公的基盤技術データベースの整備など、デジタルのカタチをつくづくこれまでの推進するため、算数を一絞りして各種税金に対する各種特待金(司令塔)です。

デジタル化によって行政と企業に個人情報を蓄積され、マイナンバーやマイナンバーカードでも付けられて市民生活の監視が容易になり、「データ駆動型社会」の経済成長のために個人情報が利活用されています。

なぜマイナンバーとマイナンバーカードは嫌われるのか

マイナンバーカードは交付から5年と低減しています。普及率は2%と低迷しています。上限5000円付与するマイナボインは、400万人の予算で100万人しか利活用せずに済みました。健保保険証の発行にマイナンバーカードを使う「オンライン資格確認」は、本当に3月開始なのに準備している医療機関は1/4、利活用した人は約6%という状況です。10万円給付金のオンライン申請の失敗で問題になったマイナポータルは、利用登録者がわずか3.2%です。

マイナンバー制度利活用されないので利便性向上や行政効率化に乗り立たず、相次ぐトラブルや金や税の違法取扱などの風波の発生、菅や河野安政閣への指摘も利活用できてもそれをチェックする仕組みがない市民監視への不安、マイナンバーで個人情報をひも付けて利活用されるのが心配なためです。しかし政府は全住民のマイナンバーカード保有を目指して、必要な情報を詰めています。

いままでに「自己情報コントロール権」を認めない政府と裁判所

勝手に号を付けて本人同意なく行政機関等が個人情報を利用するマイナンバー制度は、法に導かれたプライバシー権を侵害すると、利用権を求める最高裁判所で争訟判決です。個人情報の収集・利用・保存・提供を本人の意思により行うといふ自己情報コントロール権(情報自己決定権)は世界の常識です。しかし、国は自己情報コントロール権を法で保護すべき権利ではないと主張し、各種規制もこれを認めて不当な審判決を下しました。裁判所は個人情報の収集・利用・保存・提供を本人の意思により行うといふ自己情報コントロール権を法で保護すべき権利であるとしたのです。しかし、法廷では、自己情報コントロール権は「個人情報の収集・利用・保存・提供を本人の意思により行うといふ自己情報コントロール権」として認められました。このように裁判所は、自己情報コントロール権を法で保護すべき権利であるとしたのです。

マイナンバー制度の現状と問題点、対応の取り組みなどを、共通番号いらないネットのサイトで紹介しています。

詳しい情報は [共通番号いらない](#) で検索を。またはQRコードからサイトへ。



The collage includes several screenshots from the website http://www.bango-iranai.net/. It features a banner with a cartoon cat and the text 'ふん 共通番号いらないネット'. Other visible text includes 'マイナンバーは市民が決める制度ではなく', 'NO! デジタル庁', and 'マイナンバーカードは個人情報を守るためにあるべきだ'.

デジタル改革関連6法案の概要

3

デジタル改革関連法案の全体像

2

- ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要

デジタル社会形成基本法案※IT基本法は廃止

- ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定
- [IT基本法との相違点]
 - ・高度情報通信ネットワーク社会 → データ利活用により発展するデジタル社会
 - ・ネットワークの充実+国民の利便性向上を図るデータ利活用（基本理念・基本方針）
 - ・デジタル庁の設置（IT本部は廃止）
- ⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案

- ✓ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個別委に一元化（個人情報保護法改正等）
- ✓ 押印・書面手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
 - 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
 - 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
 - 本人同意に基づく署名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載（公的個人認証法改正）
 - 転入地への転出届に関する情報の事前通知（住民基本台帳法改正）
 - マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）
- ⇒官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等

デジタル庁設置法案

- ✓ 強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
 - ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進
 - ✓ 内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）。デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く
- ⇒デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案

- ✓ 希望者において、マイナーポータルからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする
- ✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案

- ✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナーポータルからも登録できる仕組みを創設
 - ✓ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設
- ⇒国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築
- ⇒地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等

性急な法案の検討過程

(デジタル改革関連法案WG作業部会第1回資料に加筆)

デジタル社会実現に向けたIT総合戦略本部の推進体制

4
資料1-1

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

(IT総合戦略本部)

※ 設置根拠：IT基本法 第25条

本部長：内閣総理大臣

副本部長：デジタル改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣
本部：本部長・副本部長以外の全国務大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)、有識者(10名)

官民データ活用推進戦略会議

※ 設置根拠：官民データ活用推進基本法 第20条

議長：内閣総理大臣

副議長：デジタル改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣
議員：議長・副議長以外の全国務大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)、有識者(10名)

デジタル・ガバメント閣僚会議

※ 設置根拠：IT総合戦略本部決定

議長：内閣総理大臣

副議長：内閣官房長官、デジタル改革担当大臣

構成員：議長、副議長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監

2020.6/23-6/30(課題整理)
2020.9/25-12/11(4回)

2020.10/15-11/26(4回)

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG

主査：内閣官房副長官補（内政担当）
構成員：有識者6名、行政機関職員

デジタル改革関連法案WG

座長：村井純 慶應大学教授
構成員：有識者9名、行政機関職員

データ戦略タスクフォース

主査：内閣総理大臣補佐官
構成員：有識者11名、行政機関職員

2020.10/23-12/8(4回)

2020.10/29-11/20(2回)

新戦略推進専門調査会

※ 設置根拠：IT総合戦略本部決定
会長：内閣情報通信政策監(政府CIO)
委員：有識者(13名)

※本調査会の有識者は、官民データ活用推進基本計画実行委員会委員を兼任

官民データ活用推進基本計画実行委員会

※ 設置根拠：官民データ活用推進戦略会議長決定

会長：村井純 嶺應義塾大学教授

委員：有識者(21名)、行政機関職員

地方の官民データ活用推進計画に関する委員会

EBPM推進委員会

自動運転に係る制度整備大綱SWG

道路交通WG

オープンデータWG

データ流通・活用WG

港湾の電子化（サイバーポート）推進委員会

5Gと交通信号機との連携によるトラステッドネットの全国展開に向けた関係府省等連絡会議

デジタル・ガバメント分科会

座長：森田朗 淳田塾大学経営政策学教授
※新戦略推進専門調査会委員を兼任

拙速な国会審議の経過

5

●2021.2/9 デジタル改革関連6法案国会提出(法案説明資料に45カ所の誤り)

- (1) デジタル社会形成基本法案
- (2) デジタル庁設置法案
- (3) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(約60本の法案一括)
- (4) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法案
- (5) 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法案
- (6) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

●(1)～(5) の5法案の審議 (()内インターネット中継時間)

- 3/9衆議院本会議で趣旨説明⇒内閣委員会、 3/12(5時間34分)、3/17(5時間15分)
- 3/18参考人質疑
 - 松尾豊(東大大学院工学系研究科教授)、 三宅弘(弁護士・獨協大学教授)
 - 石井夏生利(中央大学国際情報学部教授)、山田健太(専修大学文学部ジャーナリズム学科教授)
- 3/19(5時間12分)、3/24AM内閣委・総務委連合審査会(3時間11分)、PM(2時間4分)、
- 3/31(5時間10分)、4/2内閣委採決=修正案5本、28本の付帯決議、4/6衆議院本会議採決
- 4/14参議院本会議趣旨説明、4/20内閣委(6時間33分)、4/22内閣委(6時間13分)
- 4/27AM内閣委・総務委連合審査会(2時間47分)、PM内閣委(3時間11分)
- 5/6参考人質疑(2時間23分)
 - 宍戸常寿(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
 - 大久保敏弘(慶應義塾大学経済学部教授)、 三木 由希子(情報公開クリアリングハウス理事長)
- 5/11内閣委(5時間39分)、採決(29本の付帯決議)、5/12参議院本会議採決

●(6)地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- 4/6衆議院本会議で、5法案採決後に趣旨説明
- 4/15総務委員会質疑(5時間29分)・採決(15本の付帯決議)、4/16本会議採決
- 5/11参議院総務委員会質疑(3時間45分)・採決(14本の付帯決議)、5/12本会議採決

なぜ今、デジタル法案・デジタル庁か？6

▼政府が意図したようには進まなかつた日本のデジタル化

「今般の新型コロナウイルス感染症対応において、マイナンバーシステムをはじめ行政の情報システムが国民が安心して簡単に利用する視点で十分に構築されていなかったことや、国・地方公共団体を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで、地域・組織間で横断的なデータの活用が十分にできないことなど、様々な課題が明らかになった。こうした行政のデジタル化の遅れに対する迅速な対処や、データの蓄積・共有・分析に基づく不断の行政サービスの質の向上こそが行政のデジタル化の真の目的である。」「社会全体のデジタル・トランスフォーメーションが「新たな日常」の原動力となる」

(「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」1頁 2020年12月25日閣議決定)

▼なぜデジタル化を「一気呵成」(菅首相)に進めようとしているか

・利潤の源泉としての個人情報の利活用の必要……成長戦略、国際競争の強化

「データが価値創造の源泉であり、その流通、利用がデジタル社会の重要な礎であることを踏まえ、デジタル技術の善用により、データを効果的に活用した多様な価値・サービスの創出を可能とする」(6頁)

・国民管理の緻密化・効率化の必要……少子高齢化→社会保障抑制、社会不安の増大→監視社会

▼どのようにデジタル化を進めようとしているか

・「多様な主体によるデータの円滑な流通を可能とし、分野を跨またがったデータ連携を進めていくことが重要である。このため、データの標準化、データ連携基盤の整備、APIの整備・公開を図る。」(「基本方針」7頁)

※API (Application Programming Interface)。あるプログラムの機能を他のプログラムから利用可能にする仕組み

・従来の行政をデジタルに置き換える「Digitization(デジタル化)」ではなく、デジタル前提の新たな社会基盤を構築する「Digitalization(デジタル化)」を (「デジタル・ガバメント実行計画」2019.12)

・「必要を感じない」「政府の悪用が不安」という人にデジタル化を押しつけるには……コロナ・ショックドクトリン

「Society5.0の実現を加速していくためにも、まさに今回の危機をチャンスに転換し……デジタル・ニューディールを重点的に進め、社会変革を一気に加速する契機としなければならない」(2020.4.7緊急経済対策)

⇒問われているのは(漸進的な)「デジタル化の是非」ではなく、デジタル化のための社会変革の是非

使えないマイナンバー制度・電子申請の実態

7

政府情報システムの整備、運用、利用等の状況（要請）

13府省等

3 政府情報システムの利用状況及び効果の発現状況（その1）

マイナンバー制度関連システムの利用状況①

①マイナンバーの登録状況



②情報連携の実績

想定した情報連携の年間件数（A）	実績件数（B）（平成31年1月～令和元年12月）	割合（B/A）
6億4683万余件	3603万余件	5.5%

③CPUの最大使用率（平成31年1月～令和元年12月）

府省等名	システム名	CPUの最大使用率(%)
総務省	情報提供NWS	0.6～98.3
個人情報保護委員会	監視・監督システム	7.1
内閣府	マイナポータル	4.0
厚生労働省等	国において整備した中間サーバー	48.8～99.0

マイナンバーの登録が低調となっているシステムが見受けられた。情報連携の実績が想定より少なくなっていた。ITリソースについてもCPUの最大使用率が低いシステムが見受けられた

マイナンバー制度関連システムの利用状況②

④個人情報保護委員会の監視・監督システムの利用状況



設計段階に想定したとおりの利用ができなかった機能が見受けられた

電子申請等関係システム

①電子完結不能な手続（手続） ②添付資料がある手続（手続） ③外部連携機能が利用可能な手続（手続）



電子完結不能な手続及び添付資料がある手続の多くは電子申請率が1%未満
外部連携機能が利用可能な手続の多くは、機能を整備した効果を確認できない

Copyright©2021 Board of Audit of Japan

本資料は表現を一部簡略化等しているため、詳細は令和3年5月26日の公表文を参照

4

（会計検査院 政府情報システムに関する会計検査の結果2021年5月26日 概要より）

デジタル法案に至る日本のデジタル化の経過

8

1999年 住基法改正
2002年8月 住基ネット稼働

2000年 IT基本法
(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法)

2003年 住基ネット利用拡大
公的個人認証制度開始

2003年個人情報保護法

2012年 番号法提案⇒廃案
2013年 番号法成立

2015年改正（「有用性」の強調、個人情報保護委員会設置、要配慮個人情報・匿名加工情報新設等）
2020年改正（2022年施行）

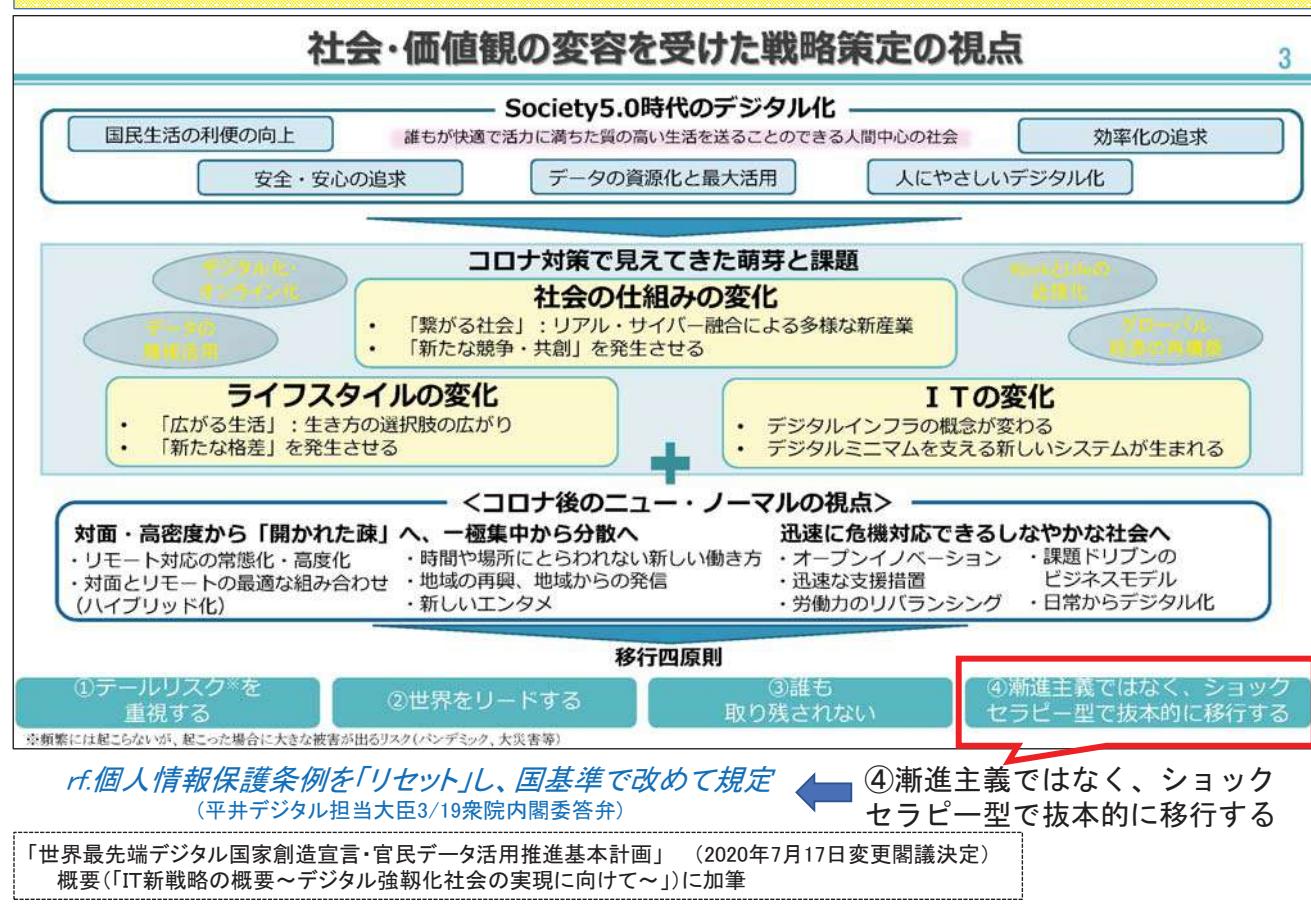
2015年9月 番号利用拡大法
(預貯金口座任意付番、特定健診利用、自治体独自利用事務情報連携)
10月 マイナンバー制度開始

2016年
官民データ活用推進基本法
2019年 デジタル手続き法

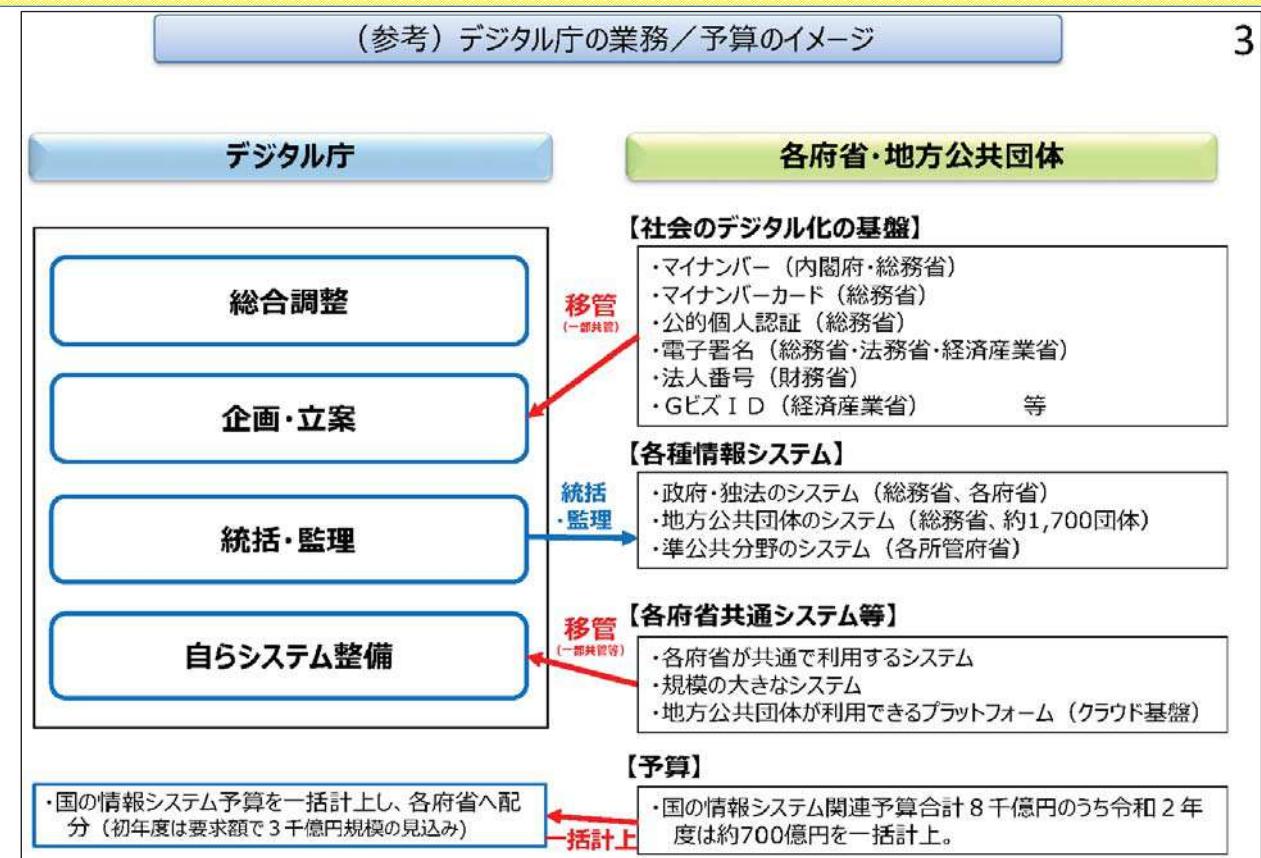
2019年 健康保険法改正
戸籍法改正

2021年 デジタル改革関連6法案

漸進主義ではなく「コロナ・ショックドクトリン」でデジタル化に移行⁹



システム再構築の「強力な司令塔」(菅首相発言)=デジタル庁¹⁰



デジタル庁設置法案

11

デジタル庁設置法案の概要

<予算関連法案>

5

趣旨

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

1. 内閣にデジタル庁を設置

2. デジタル庁の所掌事務

(1) 内閣補助事務

- ・デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整

(2) 分担管理事務

- ・デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進
- ・個人を識別する番号に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用に関すること並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理
- ・情報通信技術を利用した本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・商業登記電子証明（情報通信技術を利用した本人確認の観点から行うもの）、電子署名、公的個人認証（検証者に関するこ
と）、電子委任状に関する事務
- ・データの標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に係る総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進
- ・国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括監理、予算の一括計上及び当該事業の全部または一部を自ら執行すること

3. デジタル庁の組織

(1) デジタル庁の長及び主任の大臣は内閣総理大臣。

(2) 内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括するデジタル大臣を置き、2(1)の事務を円滑に遂行するため、関係行政機関の長に対する勧告権等を規定。

(3) 副大臣一人及び大臣政務官一人に加え、デジタル大臣に進言等を行い、かつ、府務を整理し、各部局等の事務を監督する内閣任免の特別職として、デジタル監を置く。

(4) 全国務大臣等を議員とする、デジタル社会の形成のための施策の実施の推進等をつかさどるデジタル社会推進会議を設置。

4. 施行期日等

(1) 施行期日：令和3年9月1日

(2) 一定期間後の見直し、関係法律の改正について規定。

デジタル庁は何をやるのか？

12

▼国の情報システム

整備・管理の基本的な方針を策定、事業を統括・監理

重要なシステムについては自ら整備

▼地方共通のデジタル基盤

全国規模のクラウド移行に向けて、自治体の情報システムの統一・標準化に関する企画と総合調整

補助金の交付されるシステムに関する統括・監理

▼民間・準公共分野(医療、教育、防災等)のデジタル化支援

情報システムの相互連携のための標準の整備・普及等

準公共分野において、情報システムに関する整備方針を関係府省庁と共に策定・推進

補助金の交付される情報システムについて統括・監理

▼マイナンバー制度全般の企画立案を一元的に行う

▼個人や法人を一意に特定し識別するID制度の企画立案

情報とその発信者の真正性等を保証する認証制度の企画立案

社会の基本データを登録したデータベースであるベース・レジストリの整備を推進

▼サイバーセキュリティの専門チームを置き、デジタル庁が整備・運用するシステムを中心に検証・監査

▼デジタル改革を牽引する人材を確保

民間、地方公共団体、政府を行き来しながらキャリアを積むことのできる環境を整備

【「デジタル社会の実現に向けた重点計画」7頁(2021.6.18閣議決定)】

デジタル社会形成基本法案(IT基本法の全面改正)

13

デジタル社会形成基本法案の概要

<予算関連法案>

3

趣旨

デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める。

概要

1. デジタル社会の定義

「デジタル社会」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義する。

2. 基本理念

デジタル社会の形成に関し、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等の基本理念を規定する。

3. 国、地方公共団体及び事業者の責務

デジタル社会の形成に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務等を規定する。

4. 施策の策定に係る基本方針

デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多様な主体による情報の円滑な流通の確保（データの標準化等）、アクセシビリティの確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護等のために必要な措置が講じられるべき旨を規定する。

5. デジタル庁の設置等

別に法律で定めるところにより内閣にデジタル庁を設置し、政府がデジタル社会の形成に関する重点計画を作成する。

6. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止等

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を廃止するほか、関係法律の規定の整備を行う。

7. 施行期日

令和3年9月1日

デジタル社会形成基本法がやろうとしていること

14

デジタル社会形成基本法における「基本理念」と「施策の策定に係る基本方針」の概要

4

基本理念 (デジタル社会の形成についての基本理念)	施策の策定に係る基本方針 (デジタル社会の形成に必要な施策の基本事項)
■ 全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現 3条 ■ 地理的な制約、年齢、身体的な条件、経済的な状況等の要因に基づく機会の格差の是正 8条	■ 世界最高水準の情報通信ネットワークの形成 21条 ・ 多様な主体による情報の円滑な流通の確保 22条 (情報交換システムの整備、データの標準化、外部連携機能の整備等) ・ アクセシビリティの確保 23条 ・ リテラシー向上のための教育及び学習の振興 24条 ・ デジタル社会の発展を担う人材の育成 25条
■ 経済構造改革の推進、産業国際競争力の強化 4条 ■ ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現 5条 ■ 活力ある地域社会の実現 6条	・ 経済活動の促進(規制の見直し、情報の活用に関する取引の円滑化のための環境整備) 26条 ・ ネットワーク・情報の利活用による企業経営の高度化・生産性の向上 27条 ・ 国民生活の利便性の向上(多様なサービスの開発・提供の促進、テレワークの推進等) 28条
■ 行政と民間との役割分担 9条 (民間が主導的役割を担い、行政は環境整備を中心とした施策を実施する)	・ 行政の情報システムの共同化・集約(地方公共団体によるクラウド利用のための国による環境整備等) 29条 ・ 行政における個人番号の利用範囲の拡大 29条 ・ 国民による行政が保有する情報の活用(オープンデータの推進) 30条 ・ 公的基礎情報データベース(ベース・レジストリ)の整備 31条 ・ 公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上 32条
■ 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現 7条 ■ 個人及び法人の権利利益の保護等 10条 ■ 情報通信技術の進展への対応 11条	・ サイバーセキュリティの確保、情報通信ネットワークの災害対策、個人情報の保護等 33条 ・ 國際的な協調・貢献(信頼性のある自由なデータ流通の確保(DFFT等) 34条 ・ 情報通信技術の研究開発及び実証の推進 35条

デジタル社会形成基本法への心配 (4/2衆院内閣委付帶決議)

ニデジタル社会形成基本法の施行に関し、以下の事項について配慮すること。

- 1 本法は**国民に義務を負わせるものではない**ことに留意すること。また、事業者に課される努力義務は、事業者に過度な負担を課すことのないよう十分留意すること。
- 2 本法第十条の「デジタル社会」の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた**情報の活用により個人の権利利益が害されることのないように**するとともに、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保を図ること。
- 3 本法第二十九条は**地方公共団体に「共同化及び集約」の義務を負わせるものではない**ことに留意すること。
- 4 地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について重点計画を作成するときは、地方六団体のみならずその他の関係者の意見を幅広く聴取すること。
- 5 本法の運用に当たっては、デジタル化の推進が**国民を監視**するための思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないようにすること。
- 6 デジタル化の推進に当たっては、年齢や障がい、経済的状況、地理的条件等にかかわらず**誰もが不自由なく行政とのやり取りを行える機会が得られる**よう必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体等の窓口における**対面業務、電話対応等、従来の機能を求める国民のニーズに十分配慮**すること。また、これらの条件にかかわらず誰もが不自由なく事業者のサービスを利用できるようにするため、事業者の責務として自ら必要な取組を行うよう促すこと。
- 7 地方公共団体のデジタル化を推進するに当たっては、**各地方公共団体による独自の自治事務の遂行を妨げることのないよう**にすること。また、地方公共団体のシステムの共同化又は集約を行うに当たっては、**適切な財源措置**を講ずること。また、国が提供するシステム及び地方公共団体のシステムの改修作業が短期間に集中し、システム改修を行う**事業者への過度な負担**が生じないよう計画的に作業を推進すること。
- 8 国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人等の行政機関等(個人情報の保護に関する法律第二条に定める行政機関等をいう。以下同じ。)が保有するデジタルデータについては、データの性質を踏まえつつ、その管理を外部に委託した場合を含め、**データを国内に置くなど個人情報の保護に関する法律の趣旨にのっとり適切な管理**を行うこと。
- 9 行政機関等が保有する情報のうち国民生活に有用なものについては、積極的にホームページ等で公表するなど国民が容易に活用できるようにするための環境整備について検討すること。

デジタル社会形成関係法整備法案

16

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要 <予算関連法案>

8

趣旨

デジタル社会形成基本法に基づき**デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。**

概要

個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
- ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。

施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など））、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（個人情報保護法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）

<マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
- ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
- ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
- ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等

施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

<マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
- ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
- ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等

施行日：令和3年9月1日

押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

- 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。

施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

国家資格のマイナンバー管理と情報連携(整備法56条)

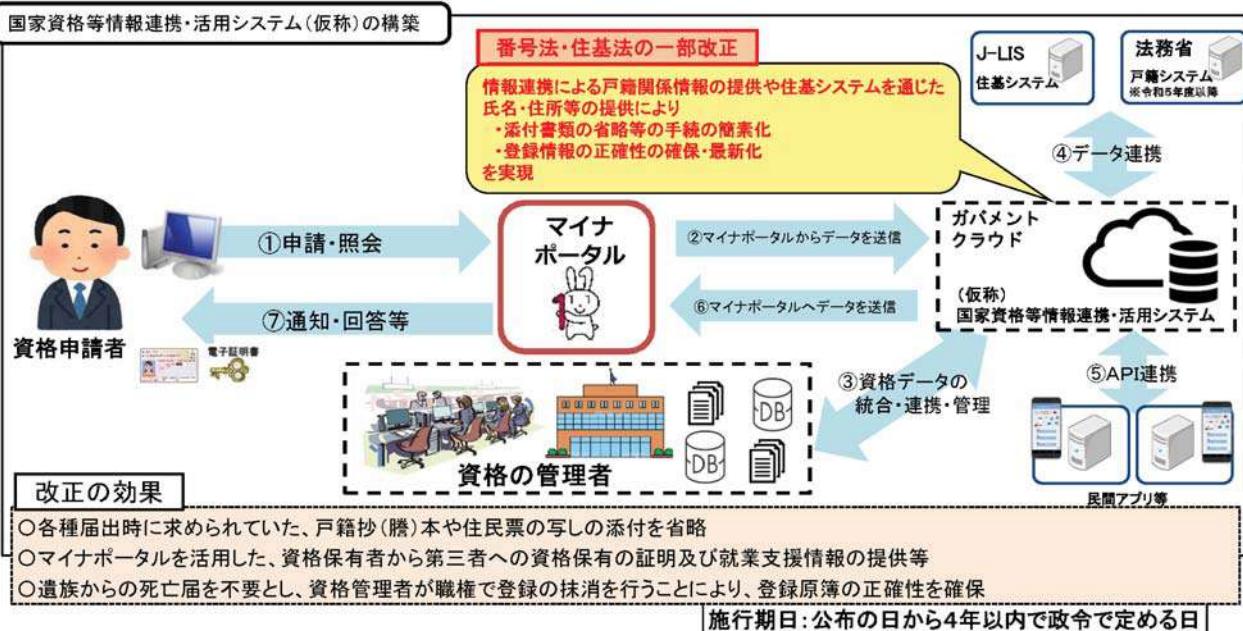
17

国家資格関係事務における個人番号の利用及び情報連携の拡大

15

改正の背景

各省庁が所管する各種免許・国家資格等の管理は、必ずしもデジタル化が進んでおらず、資格者の各種届出等が徹底されていない場合もある。また、対面や郵送での手続が必要となることや、紙ベースの処理が行われていること等、資格者の資格証明、行政機関等の資格確認の負担も少くない。



国家資格のマイナンバー管理の当面の対象資格

18

税・社会保障・災害等に係る以下の32資格は、個人番号利用事務に指定することにより、住基システム・戸籍システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等情報連携・活用システム(仮称)によるデジタル化の検討を行い、令和6年度のサービス開始を目指す。

① 医師	⑫ 言語聴覚士	㉓ 介護福祉士
② 歯科医師	⑬ 臨床検査技師	㉔ 社会福祉士
③ 薬剤師	⑭ 臨床工学技士	㉕ 精神保健福祉士
④ 看護師	⑮ 診療放射線技師	㉖ 公認心理師
⑤ 准看護師	⑯ 歯科衛生士	㉗ 管理栄養士
⑥ 保健師	⑰ 歯科技工士	㉘ 栄養士
⑦ 助産師	⑱ あん摩マッサージ指圧師	㉙ 保育士
⑧ 理学療法士	⑲ はり師	㉚ 介護支援専門員
⑨ 作業療法士	⑳ きゅう師	㉛ 社会保険労務士
⑩ 視能訓練士	㉑ 柔道整復師	㉜ 税理士
⑪ 義肢装具士	㉒ 救急救命士	

「まずは現在マイナンバーの利用が認められている社会保障、税、災害分野における32の国家資格について、マイナンバーの利用と情報連携等を可能として国家資格のデジタル化を進めていく。その他の国家資格は、どのようにデジタル化を行うかを含め、令和6年度の開始に向けて検討する」(5/11参院内閣委 杉尾委員への平井大臣答弁)

「マイナンバーの利用や情報連携等による効果は、国民におけるメリットに加え、行政運営の効率化や登録情報の正確性の確保、最新化といったメリットもあります。個々の国民がその利用等を拒否できる制度としてはおらず……」
(3/3参院予算委員会 福島委員への平井大臣答弁)

健康増進法の自治体検診の情報連携の拡大(整備法47条)¹⁹

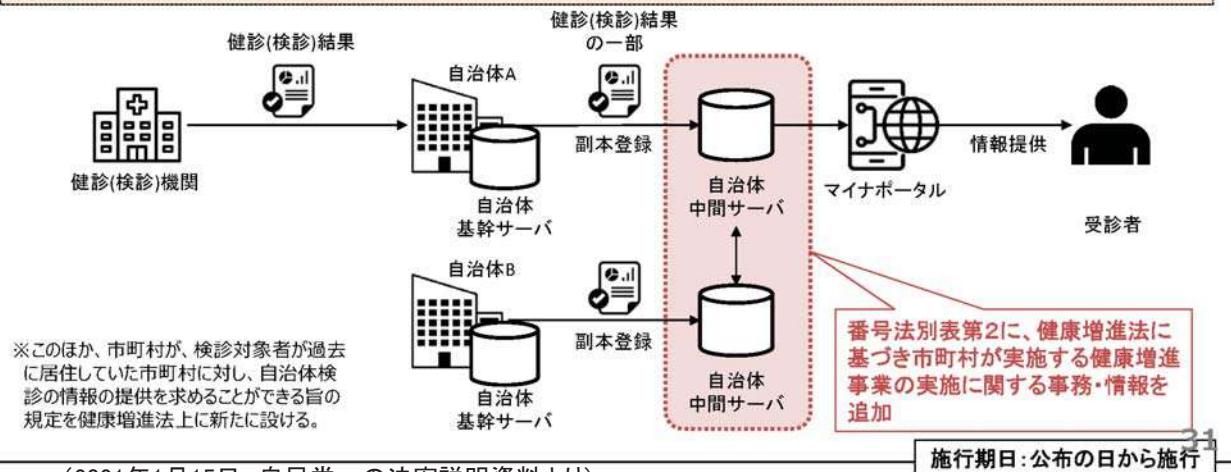
健康増進事業の実施に関する事務(自治体検診事務)に関する情報連携の拡大

改正の背景

- 国民が、マイナポータルを通じて、デジタル化された自らの保健医療情報を活用し、日常生活の改善や健康増進に活用する環境の整備として、PHR(Personal Health Record)の推進が必要。
- また、自治体においてデジタル化された住民の保健医療情報を活用することにより、より高度かつ効率的な保健サービスの提供を行うことで、住民の健康増進を図ることが求められている。

改正の概要

健康増進法に基づき市町村が実施する検診(がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診)(以下「自治体検診」という。)について、転居に際して、転居先市町村に電子的に引き継ぐことにより、転居先の自治体へ確実に引き継ぐことで、適切な検診等の実施に資する。



(2021年1月15日 自民党への法案説明資料より)

転職時の特定個人情報引き継ぎ(整備法48条)…本人同意可能?²⁰

従業者本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供

17

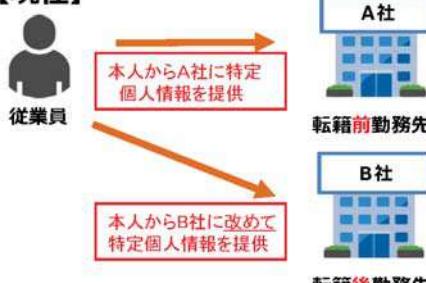
改正の背景

- 個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人であっても番号法19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されている。
- 従業員等は、転籍・退職等により雇用先を変更した場合に、転籍・再就職後の勤務先に対し、改めてマイナンバーを提供しなければならず、国民・事業者の負担が極めて大きいため、見直しを求める要望あり。

改正の概要

従業員等の転籍・退職等があった場合において、本人の同意があるときは、転籍・退職前の勤務先から、転籍・再就職した勤務先に、当該従業員等の特定個人情報の提供を可能にする(番号法第19条の改正)。

【現在】



【改正後】



改正の効果

従業員等の転籍・退職等があった場合、従業員等が改めて特定個人情報を提供する必要がなくなるため、国民・事業者の負担が軽減される。

施行期日:令和3年9月1日

マイナンバーカード普及のためリスク増大？(整備法45条) 21

【デジタル社会形成整備法案】

郵便局における電子証明書の発行・更新等関係 改正概要 18

改正の背景

- 電子証明書の発行・更新、暗証番号の初期化(ロック解除)・再設定が可能な場所の充実に対するニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、郵便局においてマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等を可能とすることとされた。

郵便局事務取扱法の一部改正

郵便局事務取扱法の概要

1. 法律の趣旨
郵便局において、住民票の写し等の交付に係る事務を取り扱わせることができるようにするための指定手続や当該事務の適正な執行かつ確実な確保のための措置等を定めているもの。
2. 郵便局取扱事務
地方公共団体が指定した郵便局は、以下の5つの証明書等に係る事務が可能。
① 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等、②(地方税の)納税証明書、
③ 住民票の写し及び住民票記載事項証明書、④ 戸籍の附票の写し、⑤ 印鑑登録証明書
⇒ 本改正において、郵便局取扱事務に「電子証明書の発行・更新等に係る事務」を追加
3. 地方公共団体において必要な手続
郵便局の指定に当たり、あらかじめ、①日本郵便株式会社に協議、②地方公共団体の議会の議決、が必要。
4. 報告の請求・秘密保持義務等
・地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、日本郵便株式会社に対し、報告請求や指示が可能。
また、一定の場合には、指定した郵便局に対し、指定の取消し等が可能。
・指定を受けた郵便局の職員又はこれらにあった者は、郵便局取扱事務に関し秘密保持義務が課される。
・郵便局取扱事務に従事する職員は、罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなされる。



市区町村が指定した郵便局窓口においても、電子証明書の発行・更新等※が可能に

※ 法律規定事項ではないが、本改正にあわせ、電子証明書の暗証番号の初期化(ロック解除)・再設定も可能となる。

施行期日:公布の日

必要のない基本4情報が一括して民間に提供(整備法55条) 22

【デジタル社会形成整備法案】

公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく最新の住所情報等の提供関係 改正概要 19

改正の背景

- 公的個人認証サービスにおいては、署名用電子証明書を利用する民間事業者等(署名検証者)は、署名用電子証明書の有効性のみを地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に確認する仕組みであるが、住所変更等により署名用電子証明書が更新された住民について、当該住民の最新の住所情報等を取得することへのニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、本人同意に基づき基本4情報を署名検証者に提供する仕組みを構築し、令和4年度にサービスを開始することとされた。

公的個人認証法の一部改正

- 署名検証者(民間事業者等)の求めがあった場合で、本人の同意があるときは、J-LISは、最新の基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)の提供を行う。
- 署名検証者は、受領した基本4情報について、安全確保措置を講じるとともに、目的外利用・提供の制限が課される。



改正の効果

- 署名検証者においては、直接本人に照会することなく、住民の最新の住所情報等を取得することが可能に。
- 住民においては、個々の署名検証者に対する住所等の変更手続が不要に。

施行期日:公布の日から2年以内で政令で定める日

スマホを落とすと漏洩だけでなく成り済ましも(整備法49条)

23

【デジタル社会形成整備法案】

電子証明書のスマートフォンへの搭載関係 改正概要

20

改正の背景

- 現状、マイナンバーカードを用いて行政手続等を行うためには、マイナンバーカードをスマートフォンにかざして行うことが必要だが、マイナンバーカードをかざすことなくスマートフォンのみで手続を行うことへのニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、令和4年度中に、マイナンバーカードの機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載の実現を目指すこととされた。

公的個人認証法の一部改正

電子証明書のスマートフォンへの搭載を可能とし、スマートフォンのみで手続を行うことが可能に

1. 電子証明書の発行要件及び搭載方法

- スマートフォンに搭載する電子証明書として「移動端末設備用電子証明書」を創設。
 - ・ 1人につき、署名用・利用者証明用1つずつ発行可能。
 - ・ 申請者は、マイナンバーカードの署名用電子証明書を用いて、オンラインで発行申請。
 - ・ 電子証明書、秘密鍵・公開鍵(鍵ペア)等を保存する電磁的記録媒体のセキュリティに係る基準は告示で規定。



2. 個人番号カード用電子証明書との関係

- 移動端末設備用電子証明書は個人番号カード用電子証明書と紐付けて管理。
 - ・ 有効期間は、紐付けられる個人番号カード用電子証明書と同一、失効した場合には連動して失効。
- 移動端末設備用電子証明書には、個人番号カード用電子証明書との識別が可能となる措置を講じる。

3. 失効管理及び不正利用に対する対策

- 機種変更、譲渡、売買等を想定し、使用者に失効申請(オンライン)を求める規定を整備する。
 - ・ スマートフォン等を紛失した場合にはコールセンターへの連絡により一時保留可能とする運用とする。
 - ・ 失効申請が適切になされない場合も想定し、重層的な措置を講じる。

施行期日:公布の日から2年以内で政令で定める日

効果が疑問なマイナポータルの利用

24

【デジタル社会形成整備法案】

転出・転入手続のワンストップ化関係 改正概要

21

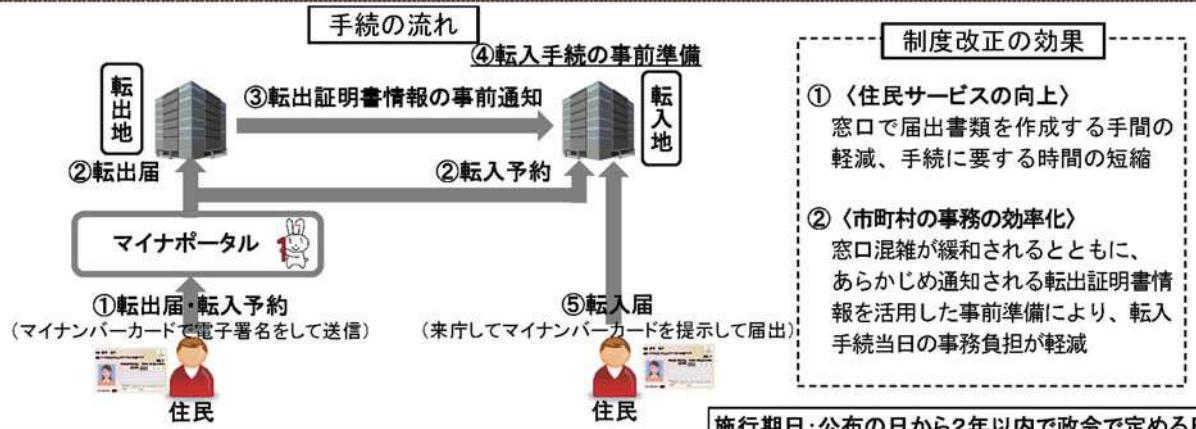
改正の背景

- 住民基本台帳制度における転出・転入手続に当たっては、転出地市区町村で転出証明書を受け取り、転入地市区町村で転入届とともに提出する必要があるが(※)、住民の来庁負担の軽減や転入時における住民登録及び住民登録に関連する一連の事務(国民健康保険、児童手当など)の処理に多くの時間を要している。

※ 現行法上、マイナンバーカード所持者が手続を行う場合には、転出証明書は不要。

住民基本台帳法の一部改正

マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報(氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など)により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。



施行期日:公布の日から2年以内で政令で定める日

マイナンバーカード発行体制強化を口実にJ-LISに国関与²⁵

【デジタル社会形成整備法案】

マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化関係 改正概要

22

改正の背景

- マイナンバーカード・電子証明書は、デジタル政府・社会を支える基盤となるものであり、国の責任において、システムの安定性をさらに高めていく必要。
- 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)等において、現在、市区町村からの委託を受けてマイナンバーカードを発行している地方公共団体情報システム機構(J-LIS)を、地方共同法人から国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、国のガバナンスを抜本的に強化することとされた。

番号法の一部改正

- J-LISをマイナンバーカードを発行する主体として明確に位置付け。
- マイナンバーカードや電子証明書に関する事務(個人番号カード関係事務)について、主務大臣が目標設定、計画認可、実績評価等を行う。
 - ・ 主務大臣は、実績評価の結果に基づき必要があると認めるときは、個人番号カード関係事務について、改善措置命令を行い、命令違反の場合は、理事長の解任を求め、解任されない場合には主務大臣が直接解任。
- 国は、J-LISに対し、個人番号カード関係事務に係る財源措置を行う。

J-LIS法の一部改正

- 理事長の任命や予算の議決等を行う代表者会議の委員に主務大臣又はその指名する職員を加える。
- 理事長・監事の任免は主務大臣が認可。
- デジタル基盤改革支援基金の設置・区分経理等の規定を整備。

公的個人認証法の一部改正

- 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。



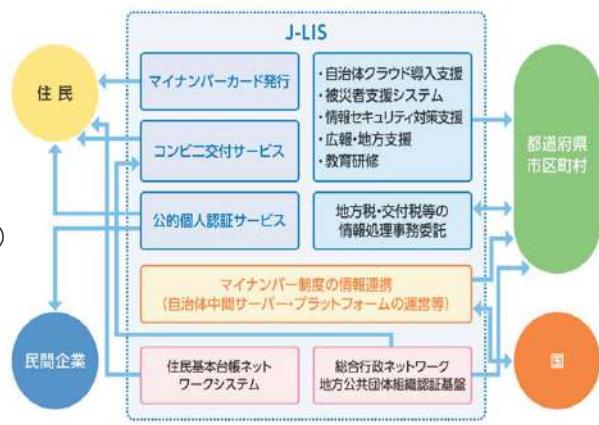
J-LISを国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換。
マイナンバーカード・電子証明書に関する事務について、国の関与と責任を明確化。

施行期日:令和3年9月1日

J-LISの「国機関化」は国民総背番号制に(整備法55条・57条)²⁶

● 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)とは

- ・2014年4月地方共同法人として設立
- ・地方自治体の代表者会議により運営
- ・住民情報を集中管理
住基ネットの全国センター、住民票コードからマイナンバー生成、マイナンバーカード発行管理、公的個人認証サービスセンター、自治体中間サーバー・プラットフォーム設置(全住民情報を管理)
証明書コンビニ交付のセンター、総合行政ネットワーク(LGWN)



● J-LISへの国の関与の強化

マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化として

- ・国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換
- ・デジタル庁と総務省で共管。
- ・代表者会議に国の選定する者を加える
- ・マイナンバーカード発行や公的個人認証サービス事業に、デジタル大臣・総務大臣による目標設定・計画認可
- ・目標等実施に国が改善措置命令、違反の場合は理事長解任など法律上國の責任及び関与を明確化
- ・J-LIS のシステムは、マイナンバー関係事務、LGWN、住基ネットも含め抜本的な見直し

● 地方共同法人であることは、国民総背番号制ではない一つの論拠だった

「住民基本台帳ネットワークシステムが**地方公共団体共同の分散分権的システム**でありまして、**国が管理するシステムではなく**、また、保有される本人確認情報は氏名、住所、性別、生年月日の四情報、住民票コード及び付随情報のみであり、さまざまな個人情報を一元的に収集管理することを認めない仕組みとなっております。したがって、国民に付した番号のもとに**国があらゆる個人情報を一元的に収集管理する**という**国民総背番号制**とは異なるものと考えております。」（住基ネット新設の住基法改正を審議した1999年6月10日第145国会衆議院地行委 小渕首相答弁）

※当時は住基ネット全国センターは財団法人地方自治情報センター(J-LISの前身)に

デジタル社会形成整備法案の付帯決議(個人情報保護以外) 27

- 9 転職者等について事業者間で特定個人情報の提供を行う場合には、本人の同意を事実上強制することにならないよう、また転職者等が不利にならないよう、十分に配慮すること。
- 10 地方公共団体情報システム機構が署名利用者の最新の住所情報等を署名検証者に提供するための本人の同意については、同意後に事情変更があることも踏まえ、同意の取消しを可能とするとともに同意の有効期限を設けるなど、慎重な運用を行うこと。
- 11 地方公共団体情報システム機構において生成した署名利用者符号については、マイナンバーカードへの記録後に復元不可能な形で確実に廃棄されるよう、省令等において明記すること。
- 12 移動端末設備用電子証明書が記録されている移動端末設備の譲渡又は紛失等によって、電子証明書及び署名利用者符号等が悪用されることのないよう、国は、これらを迅速かつ確実に失効・削除する仕組みを整備するとともに、移動端末設備の買取り等を行う関係事業者に対して電子証明書が失効済であること並びに電子証明書及び署名利用者符号等が復元不可能な形で削除済であることを確認するよう要請するなど、万全の措置を講ずること。
- 13 地方公共団体情報システム機構において、情報システムに関する高度な専門的知識を有する人材の確保及び育成が円滑に図られるよう適切な支援を行うこと。また、同機構については、一層の情報公開を推進するなど、透明性の高い運営が行われるよう、必要な措置を講ずること。
- 14 契約において書面の交付に代わり電磁的記録を提供する場合においては、契約内容に係る電磁的記録を消費者が容易に保存できる手段を確保する等、適切な取組を事業者に促すこと。

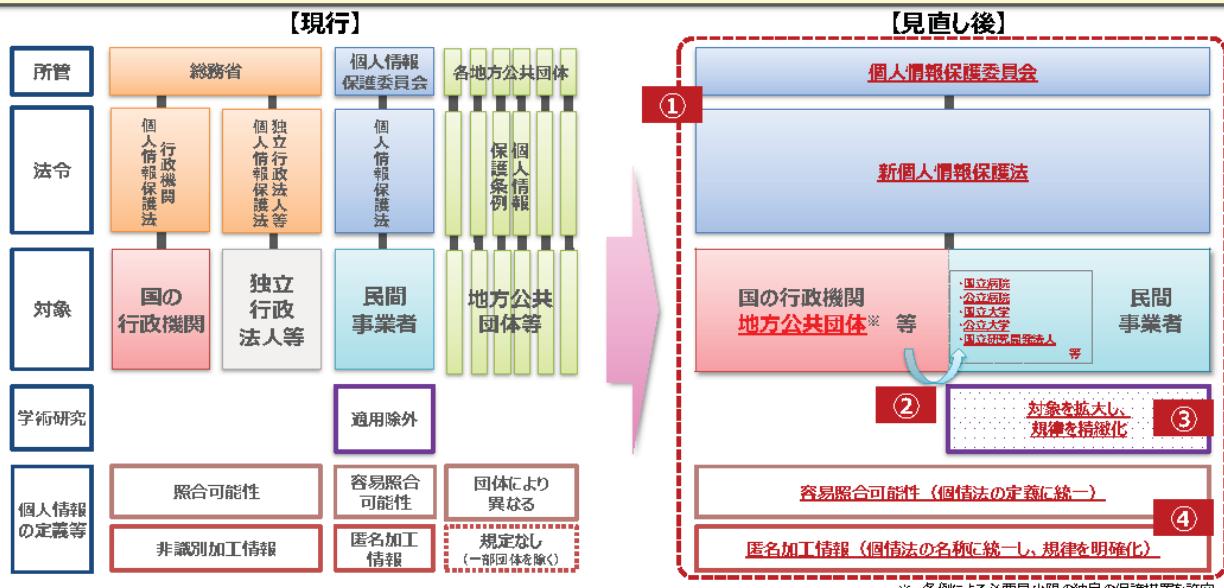
(4/2衆院内閣委付帯決議)

整備法による個人情報保護法全面改正(50条51条) 28

個人情報保護制度見直しの全体像

9

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等**には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定**として精緻化。
- ④ **個人情報の定義等**を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



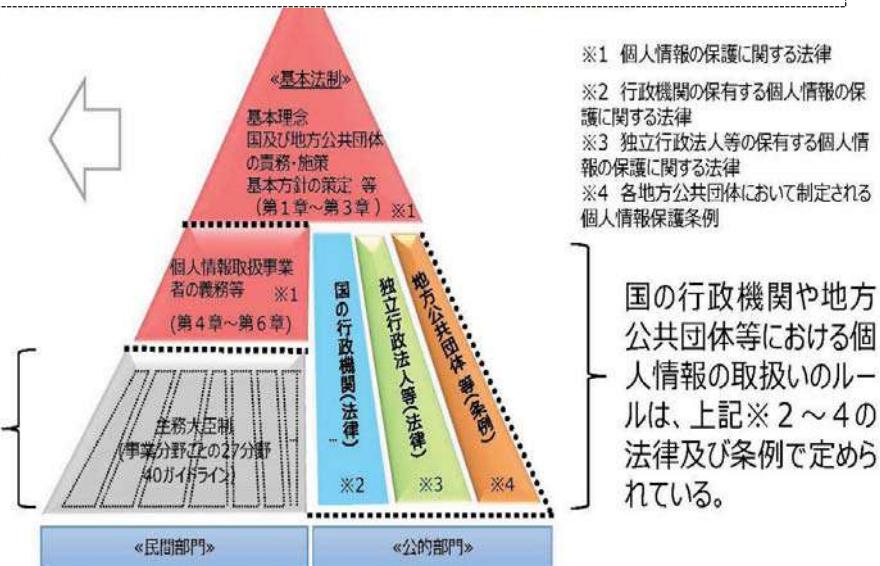
現行の日本の個人情報保護法制(保護3法+条例)

29

- 1) 個人情報保護法=基本理念+民間事業者+特定個人情報(マイナンバー事務)
- 2) 行政機関個人情報保護法
- 3) 独立行政法人等個人情報保護法
- 4) 各自治体の個人情報保護条例

個人情報保護法（右図赤色）は、
 ①官民を通じた個人情報の取扱い
 に関する基本理念等を定めた部分と、
 ②民間の事業者における個人情報
 の取扱いのルールを定めた部分から
 構成されている。

現行の個人情報保護法では、事業
 等を所管する各省庁が、27分野・
 38のガイドライン（平成27年9月1
 日現在）を策定し、所管の事業分
 野の事業者を監督。



「個人情報保護法の改正概要」（平成27年11月内閣官房IT総合戦略室）より抜粋
 出典：平成27年11月17日第1回ゲノム医療等実用化推進TF資料4
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-1060100-Daijinkanboukouseikagakakukou-Kouseikagakakukou/151117_tf1_s4.pdf](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-1060100-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/151117_tf1_s4.pdf)

個人情報保護法制見直しの検討経過

30

	令和元年		令和2年				令和3年
	12月	1～3月	4～6月	7～9月	10・11月	12月	
タスクフォース ※関係省庁局長級	★ 第1回 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース			★ 第2回 ・中間整理		★ 第3回 12/23 ・最終報告	
有識者検討会		★ 第1回 ★ 第2回 ★ 第3回 ★ 第4回 ★ 第5回 ★ 第6回 ★ 第7回 ★ 第8回 ★ 第9回 ★ 第10回 ★ 第11回 12/17 ・中間整理案 ・最終報告案					
個人情報保護制度の見直しに関する検討会			主に国・民間の個人情報保護制度の在り方について検討	主に地方公共団体の個人情報保護制度の在り方について検討		2020.12.26～2021.1.15	
その他				各省協議 バブコメ	各省協議 バブコメ	改正法案提出 2021.2.9	

●地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会(事務局:個人情報保護委員会)

第1回(2019.12.2) 個人情報保護法をめぐる状況、自治体の条例の状況、論点とスケジュール案
 第2回(2020.1.29) 東京都・神奈川県・山梨県から報告

第3回(2020.5.25) 神戸市・和泉市・五霞町・那賀町から報告、実態調査報告、有識者検討会の意見

※2020.6.24の第146回個人情報保護委員会で「懇談会の実務的論点の整理に向けて」決定

第4回(2020.7.3)「実務的論点の整理に向けて」示す、懇談会の一旦休止の予定が終了へ

※資料は <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/kondankai/>

デジタル化推進のための個人情報保護法制一本化

31

個人情報保護制度見直しの背景

1

1. 今般、新たに「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針。これに伴い、**公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避。**
⇒ 個人情報保護に万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員会が、**公的部門を含め、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制の確立が必要。**
2. 情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、**官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化。**
⇒ データ利活用の支障となり得る**現行法制の不均衡・不整合を是正する必要。**

<不均衡・不整合の例>

 - ・ 民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
 - ・ 国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
 - ・ 国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
 - ・ 地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる（いわゆる「2000個問題」）
3. 国境を超えたデータ流通の増加を踏まえ、**GDPR十分性認定**への対応を始めとする**国際的な制度調和**を図る必要性が一層向上。

○平成27年個人情報保護法改正法附則

附則第十二条

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、**新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。**

【個人情報保護制度の見直しに関する最終報告案概要より】

個人情報の定義を「照合可能」から「容易に照合可能」に緩和

32

照合可能性はあるが容易照合可能性のない情報が個人情報として扱われなくなる

個人情報の定義等の統一

6

＜現行法の規定＞

- ◆ 個人情報保護法の個人情報：「他の情報と**容易に照合**することができ、それにより特定の個人を識別することができる」となるものを含む
- ◆ 行政機関個情法及び独法等個情法の個人情報：「他の情報と**照合**することができ、それにより特定の個人を識別することができる」となるものを含む
- ◆ 個人情報の定義の相違に起因して、個人情報保護法では非個人情報とされる「**匿名加工情報**」に相当する情報が、行政機関個人情報保護法等では個人情報に該当し得るとされており、「**非識別加工情報**」という別の名称が与えられている。

＜改正の方向性＞

1. 公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なることは、国民の目から見て極めて分かりにくく、両部門の間でのデータ流通の妨げともなり得ることから、一元化の機会に、**両部門における「個人情報」の定義を統一する。**
2. 定義変更に伴う影響を最小化する観点から、**一元化後の定義は、現行の個人情報保護法の定義（＝容易照合可能性を要件とするもの）を採用する。**
3. 公的部門における権利利益保護の徹底を図るため、民間部門で導入済みの**匿名加工情報・仮名加工情報の識別行為禁止義務等の規律を公的部門にも導入する。**
4. 個人情報の定義を統一する結果、**非識別加工情報も非個人情報**となり、匿名加工情報と区別する必要がなくなることから、一元化の機会に、両者の**名称を「匿名加工情報」で統一する。**
5. 匿名加工情報は公的部門においても非個人情報であるとの前提で、**公的部門における匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化する**（例：匿名加工情報の作成・取得・利用は、法令の定める所掌事務の範囲内で可能とする）

【個人情報保護制度の見直しに関する最終報告案概要より】

匿名加工情報・非識別加工情報の提供の推進

33

●自治体が、匿名加工情報の提供を行わないことは認められるか(3/17内閣・共産塩川)

(時澤政府参考人) 今回の改正案は、匿名加工情報につきましては、都道府県と指定都市についてはこれはやっていただく、それ以外のところにつきましては、義務ではなく任意で提案募集を実施していただく制度設計。

●国の匿名加工情報(非識別加工情報)の提供実績(3/24連合審査・共産本村)

(福浦政府参考人) 行政機関個人情報保護法では、行政機関が事業者からの提案を募集して、提案があった場合には、審査を行った上で、一定の個人情報ファイルを構成する保有個人情報について、特定の個人を識別することができないように加工した行政機関非識別加工情報を作成し、提供する制度が設けられている。独立行政法人等につきましても、同様の制度がある。

令和二年度の提案募集の対象となった個人情報ファイルは、行政機関は306件、独立行政法人等は1735件。当該制度による提案募集は平成29年度から実施をされ、これまでの実績は、独立行政法人住宅金融支援機構が提供を行った一件。提供先は、住信SBIネット銀行。独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数は約百十八万人。非識別加工を行った個人情報ファイルの名称は、個人融資マスターデータファイル。

提供された非識別加工情報には、ID、住宅取得以外の借入残高、自己資金、融資申込金額、融資申込金額のうちボーナス返済分、融資種別、返済期間、職業、業種、就業時年齢、申込み本人前年年収、収入合算者の前年年収、性別、申込み時の年齢、家族構成、現住居形態、同居家族人数、現住所郵便番号、購入物件郵便番号、住宅床面積、土地取得費、建物購入価格、勤続年数が含まれている。これらのデータについては、特定の個人が識別できないように加工している。

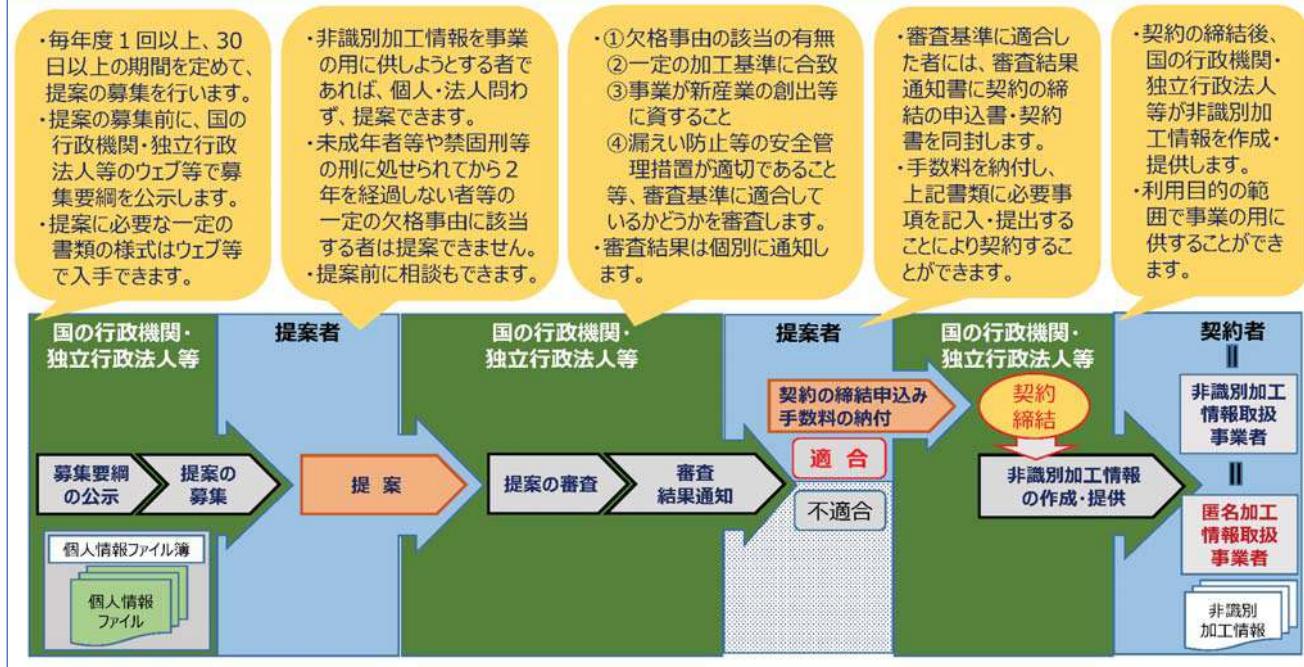
利用目的は、幅広い客層に安価で優良な住宅ローンを提供するために、AI審査モデルの構築に活用したということです。独立行政法人住宅金融支援機構自身が非識別加工を行った。手数料については、契約当事者間の、特にその事業活動に関わるもので、秘密事項ということの整理で当委員会では承知をいたしておりません。

※4/14参院本会議の共産・田村質問で、防衛省が昨年12月に利活用の提案を募集した個人情報ファイルの中に、横田基地夜間差止等請求事件ファイル(訴訟原告名簿)など裁判関係の15本の個人情報ファイルがあることを指摘。4/20参院内閣委では全国86の国立大学法人のうち、49が受験生の入試の点数や内申点などの情報を、30が授業料免除に関する情報を提供対象にしていたことを指摘。

34

※「非識別加工情報」の提供とは

3. 非識別加工情報の利用に関する提案から非識別加工情報の提供までの主な流れ



「国・行政機関・独立行政法人等における非識別加工情報の制度のあらまし」(個人情報保護委員会)より

※「匿名加工情報」は2015年個人情報保護法改正で新設され、個人情報として扱わない。

「非識別加工情報」は2016年に行政機関・独立行政法人保護法改正で新設され、個人情報として扱う。

改正後は匿名加工情報に統一され、個人情報ではなくなる

個人情報利活用のため自治体条例の国基準化

35

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

9

趣旨

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定など国際的な制度調和とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など我が国の成長戦略への整合の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
- ※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
- 例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
- 例：保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
- ※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
- ※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続きは主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
- ※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施すること可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会に対し、助言その他の必要な支援を求めることが可能
- 例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、地方公共団体において必要な準備に十分配慮して設定
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

【個人情報保護制度の見直しに関する最終報告案概要より】

条例を「リセット」して国基準に揃える

36

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

8

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

- 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
 - ※いわゆる「2000個問題」
 - ①団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
 - ②条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること
- 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
 - 例）EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
 - ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

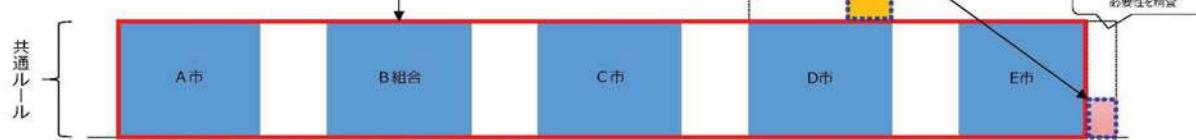
<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な**全国的な共通ルールを法律で設定**
- **法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定**
- その上で、**法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容**
 - 例）「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
 - ・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。
※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方にに関する調査審議に主な役割が移行。

【個人情報保護制度の見直しに関する最終報告案概要より】

国基準化に従わない場合は、是正要求等で従わせる

37

地方公共団体の条例による独自の保護措置を必要最小限に留めるための手法 3

手法	具体的な内容	期待される効果
(1) 法律による規律の統一	・ 国は、法律で全国的な共通ルールを規定する。	・ 地方公共団体間の規律の相違が解消される。
(2) ガイドライン等に従った運用	・ 各省庁は、その所管する事務に係る個人情報の取扱いのうち、全国統一的な運用が求められるものについて、ガイドライン等で考え方を提示する。 ・ 地方公共団体は、ガイドライン等に従って運用を行う。	・ 独自の保護措置は法律の趣旨に沿ったものに收れんされる。
(3) 個人情報保護委員会への事前確認	・ 独自の保護措置を条例で規定しようとする地方公共団体は、個人情報保護委員会に対し、情報の提供、助言等の必要な支援を求めることができる。 ・ 個人情報保護委員会は、必要に応じて、情報の提供、助言等の支援を行う。	・ 条例の規定内容の妥当性の確保が図られる。
(4) 個人情報保護委員会への届出制の創設	・ 独自の保護措置を条例で規定した地方公共団体は、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届け出る義務を負う。 ・ 個人情報保護委員会は、必要に応じて、指導・助言・勧告等の監督を行う。	・ 個人情報保護委員会の下で条例の内容が一元的に把握され、条例の規定内容の是正の端緒となる。 ・ 届出内容が公表されることにより、条例の一覧性が高まり、関係者の利便性の向上につながる。
(5) 是正の要求等の国の関与	・ 国は、違法・著しく適正を欠く場合に、是正の要求等の国の関与を行うことができる。 ・ 地方公共団体は、是正のための必要な措置を講じる義務を負う。 ・ 是正に関する争いは、国地方係争処理委員会、さらには裁判所によって判断される。	<p>【個人情報保護制度の見直しに関する検討会 第10回(2020.11.27)資料1】</p>

自治体個人情報保護条例の(※独自の)規定

38

	規定している団体数(都道府県・市区町村に占める割合:%)			
	都道府県	市区町村		
個人情報の処理形態の範囲	47 (100.0%)		1,741 (100.0%)	
死者に関する情報(※)	30 (63.8%)		1,001 (57.5%)	
個人情報の保有状況を記録した帳簿等の作成	47 (100.0%)		1,659 (95.3%)	
情報の種類(要配慮個人情報)による収集・記録規制(※)	45 (95.7%)		1,642 (94.3%)	
利用・提供の規制	47 (100.0%)		1,741 (100.0%)	
外部機関とのオンライン結合制限(※)	44 (93.6%)		1,631 (93.7%)	
維持管理に関する規制	47 (100.0%)		1,740 (99.9%)	
自己情報の開示の請求等	47 (100.0%)		1,741 (100.0%)	
自己情報の訂正の請求等	47 (100.0%)		1,741 (100.0%)	
自己情報の利用停止の請求等	47 (100.0%)		1,688 (97.0%)	
外部委託時の規制	47 (100.0%)		1,739 (99.9%)	
個人情報を取り扱う職員の責務	47 (100.0%)		1,702 (97.8%)	
当該地方公共団体職員に対する罰則	47 (100.0%)		1,309 (75.2%)	

(※)地方の独自規定

【地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会第1回(2019.12.2)資料4 総務省提出資料 6頁】

国に先行した自治体の保護条例整備

39

国の個人情報保護法制

- 1970～省庁統一個人コード検討
　国民総背番号制として反対運動⇒検討中止
- 1980 OECDプライバシー保護勧告(8原則)
- 1982 グリーンカード制導入(所得税法改正)
　→与党内にも反対広がり廃止
- 1988.12 行政機関電算処理個人情報保護法**
- 1999.8 住基法改正(住基ネット導入)←反対の声
　1999.6自公で3年後個人情報保護法制合意
- 2002.8 住基ネット開始
　個人情報保護法制の未整備理由に自治体不参加・離脱
- 2003.5 個人情報保護法、行政機関/独法保護法**
- 2008.3.6 住基ネット最高裁判決
- 2013.5 番号法成立**
　→2014.1 特定個人情報保護委員会設置
- 2015.9 番号利用拡大法と個人情報保護法改正**
　2016.1 個人情報保護委員会に改組
　※2016.5 行政機関個人情報保護法改正
　→2017.5 全面施行(施行後3年毎見直し)
- 2020.6 個人情報保護法改正**
　漏洩報告・通知義務、法定刑引上げ、仮名加工情報等

自治体の個人情報保護条例

- 1967 住民基本台帳法(住民情報の統合化)
- 1970～住基オンライン化広がる
　→国民総背番号制につながると反対運動
- 1973 徳島市電子計算組織運営審議会条例**
- 1975 国立市電子計算組織の運営に関する条例**
　5条からなる宣言的な条例
- 1976世田谷区電子計算組織の運営に関する条例**
　個人情報保護の具体的方策が体系的に規定
- 各地で条例制定(江東区、目黒区、仙台市…)
- 1978 杉並区で条例制定直接請求運動
- 1980 福岡県春日市個人情報保護条例**
　初の電算処理以外の個人情報の保護
- 1985 川崎市個人情報保護条例**
　政令市で最初の条例
- 1990.3 神奈川県個人情報保護条例**
　都道府県で最初の条例
- 1990.12 東京都個人情報保護条例**
- 2013～番号法に伴う条例改正**
　特定個人情報についての規定追加
- 2015～個人情報保護法改正による改正
　要配慮個人情報、非識別加工情報など

国民総背番号制に反対する意味から外部結合はしない(杉並区答申)⁴⁰

「杉並区における個人情報保護に関する答申」(抜粋)

(昭和53年3月1日杉並区個人情報保護対策研究協議会 会長 志村 芳男)

1. 総括的意見(2～3頁)

(前略) 「国民総背番号制」とは、昭和45年頃、行政管理庁が中心となって国の省庁間で、「事務処理用統一個人コード」の設定について検討されたものに対して、呼称されたものと聞き及んでおります。以来、地方自治体において住民登録の電算化を図る場合、必ず話題となり、この問題に関連しての議論が行われています。しかし昭和52年2月、国会において内閣総理大臣がこの問題に関連して「国民のコンセンサスが得られないでの実施する考えはない」旨の発言を行っております。

私たちは、区において事務処理の効率化と区民サービスの向上に寄与するため、電子計算組織を利用することを否定するものではありません。住民登録の電算化が、直ちに国民総背番号制に結びつくとは考えませんが、反面、絶対につながらないという保障もありません。

このため、杉並区においては、電子計算組織を利用するにあたって、国あるいは他の地方自治体のシステムとの結合を行うようなことは、絶対に避けなければならないと考えます。(以下略)

2. 質問についての意見(5頁)

1)個人情報の保護に対する基本的な考え方について

電子計算組織を利用し、住民基本台帳登載事項を中心に、個人情報の処理を推進するにあたっては

- ①電子計算組織の利便さのみに目を奪われ、区民の基本的人権保障に欠けるところがあつてはならない。電子計算組織の利用は、人権保障に視点を置いて管理運営されなければならない。
- ②個人情報の保護にあたっては、制度的にプライバシーの権利、とりわけ個人的秘を保護すべく条例を制定してこれに対処する。
- ③区民の福祉増進に寄与するように努めるとともに、個人情報の利用の民主的運用を確保する。

なお、国民総背番号制に反対するという意味からも、質問の第二で出されている、国や他の地方公共団体との結合はしない、ということを基本に考える必要があると考えます。

【争点1】オンライン結合制限規定の廃止

41

個別論点③：オンライン結合制限

4

規制の内容	国の制度	地方公共団体の現状
保有している個人情報の安全確保措置、目的外利用・提供の制限	安全確保措置（行個法6条） ※総務省の指針において、不正アクセスや情報漏えいの防止等の措置が求められている。	安全確保措置に係る規定 有り：1,783団体 無し：5団体
	目的外利用・提供の制限（同8条）	目的外利用・提供の制限に係る規定
	-	オンライン結合制限規定 有り：1,669団体 無し：119団体

（行個法にオンライン結合制限規定が無い理由）

- 個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは、実態に即しないし、合理性を欠く
- 利用・提供規定の運用を必要に応じ厳格に実施することが有効
（「解説 行政機関等個人情報保護法」総務省行政管理局）
- ※行個法の趣旨を踏まえ、地方公共団体におけるオンライン結合制限について見直し等の適切な判断が必要である旨、総務省より通知（平成29年）

（条例のオンライン結合の制限規定の内容）

- オンライン結合を一律に禁止している地方公共団体はない。
- オンライン結合を可能とする要件として、
 - ・「法令に定めがある場合」や「公益上の必要性」
 - ・「個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止…のために必要な措置が講じられていると認められる場合」（行個法の安全確保措置と同等の内容）
- オンライン結合を可能とする要件として審議会等の意見聴取手続を規定している団体がある。

■ 検討の方向性

オンライン結合制限について、共通ルールとして行個法6条（安全確保措置）や8条（目的外利用・提供の制限）と同等の規律を導入し、国が定めるガイドライン等に基づき運用を行うこととしてはどうか。（これにより、地方公共団体が条例で定めるオンライン結合制限の目的は達成されるのではないか。）

【個人情報保護制度の見直しに関する検討会 第8回（2020.10.8）資料1（総務省自治行政局）より】

【争点2】自治体が整備した要配慮個人情報を最小化

42

個別論点①：要配慮個人情報の定義

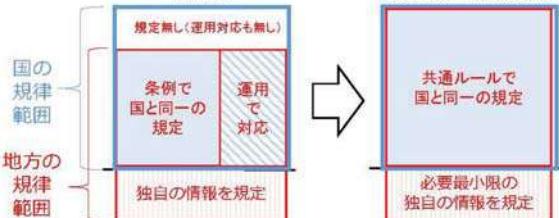
2

＜「要配慮個人情報」の位置付け＞

- ・個情法及び行個法のいずれにも、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないよう、取扱いに特に配慮を要する個人情報として「要配慮個人情報」の規定が置かれている。

国の制度	地方公共団体の現状
行個法で要配慮個人情報の対象範囲を以下とおり規定 <ul style="list-style-type: none"> ○行個法2条4項 <ul style="list-style-type: none"> ・人種・信条・社会的身分・病歴・犯罪歴 ・犯罪被害の事実 ・政令で定める記述等が含まれる個人情報 ↓ ○行個令4条各号 <ul style="list-style-type: none"> ・心身の機能の障害・健康診断等の結果 ・医師等の指導・診療・調剤の事実 ・被疑者等としての刑事事件手続の事実 ・少年の保護事件に関する手続の事実 	<ul style="list-style-type: none"> ○多くは、行個法の「要配慮個人情報」と同一の範囲を条例で規定し、又は運用上対象として取り扱っている。 ○一部に、行個法の「要配慮個人情報」とは異なる範囲を条例で規定する例がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・行個法が規定する情報を規定していない（運用上も対象としていない）場合 ・行個法が規定していない独自の情報を規定する場合 (都道府県の14.1%、市区町村の12.6%で独自の情報を規定) <p>＜独自に規定する情報の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○思想、信教、支持政党、民族、L G B Tに関する事項、生活保護の受給、一定の地域の出身である事実等

＜現状＞



＜共通ルールの設定＞

■ 検討の方向性

- (1) 共通ルールとして国と同一の「要配慮個人情報」の定義を導入してはどうか。
- (2) 「要配慮個人情報」として保護する必要最小限の独自の情報を追加することは許容できるのではないか。

【個人情報保護制度の見直しに関する検討会 第8回（2020.10.8）資料1（総務省自治行政局）より】

【争点3】個人情報保護審議会で個別案件の審議をさせない

43

- 各地方公共団体の個人情報保護制度の中で設置されている審議会等の機能については以下のとおり。

【審議会等の機能について(複数回答可能)】

(都道府県)

個人情報保護制度の運用一般に関する調査を行い、制度の立案・改善等に関し意見を述べること	40団体	85. 1%
条例の個別の事案についての運用に関し意見を述べること(要配慮個人情報の取得、目的外利用・提供、オンライン結合制限、苦情処理等)	41団体	87. 2%
開示等の決定に対する審査請求について、実施機関の諮問に対し答申を行うこと	47団体	100%
その他	17団体	36. 2%

(市区町村)

個人情報保護制度の運用一般に関する調査を行い、制度の立案・改善等に関し意見を述べること	741団体	42. 6%
条例の個別の事案についての運用に関し意見を述べること(要配慮個人情報の取得、目的外利用・提供、オンライン結合制限、苦情処理等)	1, 270団体	72. 9%
開示等の決定に対する審査請求について、実施機関の諮問に対し答申を行うこと	1, 570団体	90. 2%
その他	91団体	5. 2%

<「その他」の例>

- ・非識別加工情報の取扱いについて調査審議し、建議すること
- ・事業者の個人情報の取扱いに対する是正勧告等に関する意見具申
- ・情報公開制度に関する重要な事項
- ・公文書開示決定等に対する審査請求
- ・住民基本台帳法の規定により、諮問に応じ調査審議
- ・特定個人情報保護評価に関する調査審議

【個人情報保護制度の見直しに関する検討会

第10回(2020. 11. 27)資料3

「地方公共団体の個人情報保護制度の在り方検討に関する調査結果(総務省自治行政局)22頁より】

「法制化後は、法律による共通ルールについて国がガイドライン等を示し、地方公共団体等はこれに基づきあらかじめ定型的な事例について運用ルールを決めておくことにより、個別の個人情報の取扱いの判断に際して審議会等に意見を聞く必要性は大きく減少する。……今後、審議会等の役割は、上記のような個別の個人情報の取扱いの判断に際して諮問を受けるものから、定型的な事例についての事前の運用ルールの検討も含めた地方公共団体等における個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議に重点が移行していく」(2020.12「最終報告」40頁)

個人情報保護条例国基準化(整備法51条)と独自規定

44

●条例の上乗せ横出しの独自規定はどこまで「認められる」か(3/19内閣・立憲森田)

(平井)現行の地方公共団体の条例の規定は、**基本的に改訂法の施行までに一旦リセットしていただくこと**になり、独自の保護措置として存続する規定等については改めて規定していただくことになる。

(時澤政府参考人)法律案の中におきまして、具体的に明文の規定で条例の中で取り込むことができるものは…例えば、条例要配慮個人情報の内容…、個人情報取扱事務登録簿の作成、公表に係るもの…本人開示等請求における不開示情報の範囲…本人開示等請求における手数料…本人開示請求の手続、審議会等への諮問、これは既に法律の中で、条例で定めるということができる。

そのほか**明文の規定はないが**、例えば、法の実施のための細則…団体内部の手續…法的効力を伴わない理念的事項…個人保護以外の観点から定められる事項、こういったものにつきましては、条例で定めることができる。

自己情報コントロール権等につきましては、それが具体的な法的効力を伴わない理念的な事項であれば、それは規定を置くことができる

死者の情報につきましては、…遺族感情の尊重の観点から、個人情報とは別の観点から条例で定めるというのはできる。

オンライン結合制限につきましては、これは全体的に、オンライン、オフラインを問わず安全配慮をしますので、オンラインにつきましては今回規定を設けておりません。ということは、オンラインにつきましては**全て、オンライン結合制限というのは、条例で上乗せはできない**と整理をしている。

※自民党の委員からも疑問が(4/27参院連合審査 自民党三浦委員)

「自治体が熟議を重ね、独自に築き上げてきた個人情報保護条例をいとも簡単にリセットという、こういった表現をされるというのは、地方議会出身の私としましてはいささか駄然としない」

●改正の目的は、保護と利活用の適正なバランスの実現(3/24連合・立憲松尾)

(富安政府参考人)今回の法改正につきましては、個人情報保護の全国的な最低水準を画するだけではなくて、**保護と利活用の適正なバランスを実現するための標準的なルールを定める**ものでございます。

こうした法全体の趣旨に照らしまして、改正後の個人情報保護法においては、条例で独自の保護措置を設けることは、**地方の特性に照らし、特に必要がある場合に認められるものと考えている**」

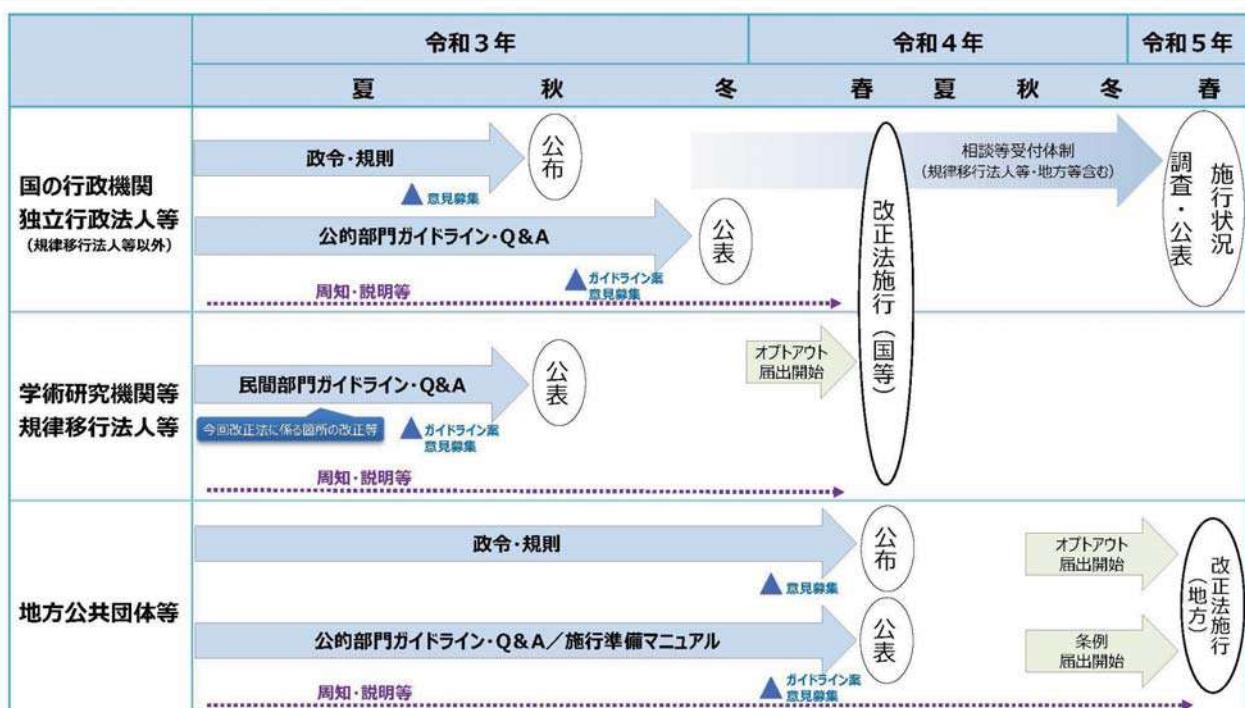
※国や産業界が問題にしているのは「2000個バラバラ」ではなく、個人情報保護を重視する自治体の姿勢

デジタル社会形成関係法律の整備法律案の衆院付帯決議(個人情報保護関係)⁴⁵

- 1 個人の権利利益の保護を図るため、自己に関する情報の取扱いについて自ら決定できること、本人の意思に基づいて自己の個人データの移動を円滑に行うこと、個人データが個人の意図しない目的で利用される場合等に当該個人データの削除を求めること及び本人の同意なしに個人データを自動的に分析又は予測されないことの確保の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 2 地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。
- 3 行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「相当の理由」及び「特別の理由」の認定を、厳格に行うこととし、行政機関等が行った判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること。
- 4 行政機関等が個人情報を利用する際、個人が自己の情報の利用状況を把握できる仕組みについて、情報通信技術の進展を踏まえた見直しを検討すること。
- 5 個人情報保護委員会による行政機関等の監視に当たっては、資料の提出及び実地調査を躊躇なく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、監視の実効性を確保すること。
- 6 大量に個人情報を保有している事業者が我が国の個人情報に関する法令を遵守するよう徹底するとともに、必要な場合には立入検査、報告徴収等の権限を躊躇なく行使し、遵守状況について監視すること。
- 7 個人情報保護委員会が民間部門と公的部門における個人情報保護に関する業務を所掌することに鑑み、個人情報保護委員会の体制強化を図ること。
- 8 学術研究目的における個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を不当に侵害する場合は個人情報の取扱いに係る制限の適用除外とならないことに鑑み、要配慮個人情報を含む個人情報の適正な取得や提供等の保護の取組を強化すること。

個人情報保護法・条例改正の予定(個人情報保護委員会2021.5.19)

5. 改正法の施行準備スケジュール（案）



※ このほか、個人情報の保護に関する基本方針についての改正も予定。また、令和2年改正法が令和4年4月に施行予定。

※ 上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る。

給付を口実に預貯金口座へのマイナンバー付番推進

47

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案の概要

<予算関連法案>

24

公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができることとともに、特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できることとする。

1. 公的給付支給等口座の登録

預貯金者は、公的給付の支給を受けることができる一の預貯金口座を、以下いずれかの方法により内閣総理大臣に申請し、マイナンバーとともに登録を受ける。
①マイナポータルからオンライン申請、②預貯金者の同意により、行政機関が取得又は保有する口座情報の提供、③金融機関における登録申請

2. 行政機関等への口座情報の提供

行政機関の長等は、公的給付の支給等に必要があるとき、内閣総理大臣に対し、登録された口座情報の提供を求めることができる。

3. 特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための仕組み

(1) 特定公的給付

内閣総理大臣は、①国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの 又は
②経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの、を特定公的給付として指定する。

(2) マイナンバーを利用した管理

行政機関等の長は、特定公的給付の支給に係る情報について、マイナンバーを利用し管理することができる。

※施行日：公布日から2年以内（特定公的給付に係る規定は公布日、金融機関における申請は公布日から3年以内）

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案の概要

<予算関連法案>

デジタル社会形成基本法案に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図るために、預貯金者の意思に基づくマイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が口座に関する情報を提供する制度を創設する。

1. マイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度

- (1) 金融機関に対する
・預貯金者は、口座がマイナンバーにより管理されることを希望する旨の申出をすることができる。
申出等
・金融機関は、口座開設その他重要な取引を行うとき、預貯金者に対し、上記希望の意思の有無を確認しなければならない。
- (2) 預金保険機構による通知等
・金融機関は、預貯金者に対し、他の金融機関が管理する預貯金口座についても希望の有無を確認し、本人特定事項及びマイナンバー等を預金保険機構に対し通知する。
・預金保険機構は、通知された本人特定事項及びマイナンバー等を他の金融機関に対し通知する。
・通知を受けた金融機関は、預貯金者の本人特定事項等をマイナンバーにより検索することができる状態で管理しなければならない。

2. 災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報を提供する制度

・災害救助法の適用区域に居住していた預貯金者は、金融機関において、口座を有する金融機関の名称を提示し、当該口座の情報の提供を求めることができる。

・相続人は、金融機関において、その被相続人を名義人とする口座に関する情報の提供を求めることができる。

3. 預金保険機構の業務の特例等

・新法に基づき預金保険機構が新たに担う業務を規定 等

※施行日：公布日から3年以内（一部を除く）

公的給付のためのマイナンバーと口座登録

48

公的給付支給等口座の登録制度等の創設

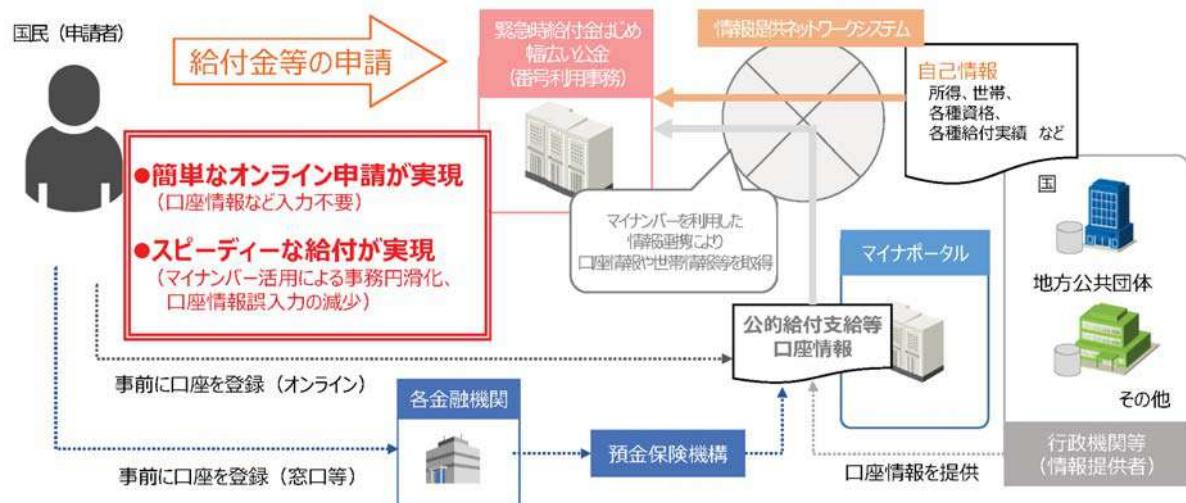
25

預貯金口座の登録

口座の登録申請の方法：預貯金口座の登録を希望する者は、マイナポータル及び金融機関の窓口からの登録申請が可能。
行政機関等が取得した又は保有している預貯金口座についても、本人同意により、登録が可能。

口座情報の利用：緊急時の給付金や児童手当などの公的給付の支給等を対象とする。（68の事務）

登録制度のイメージ



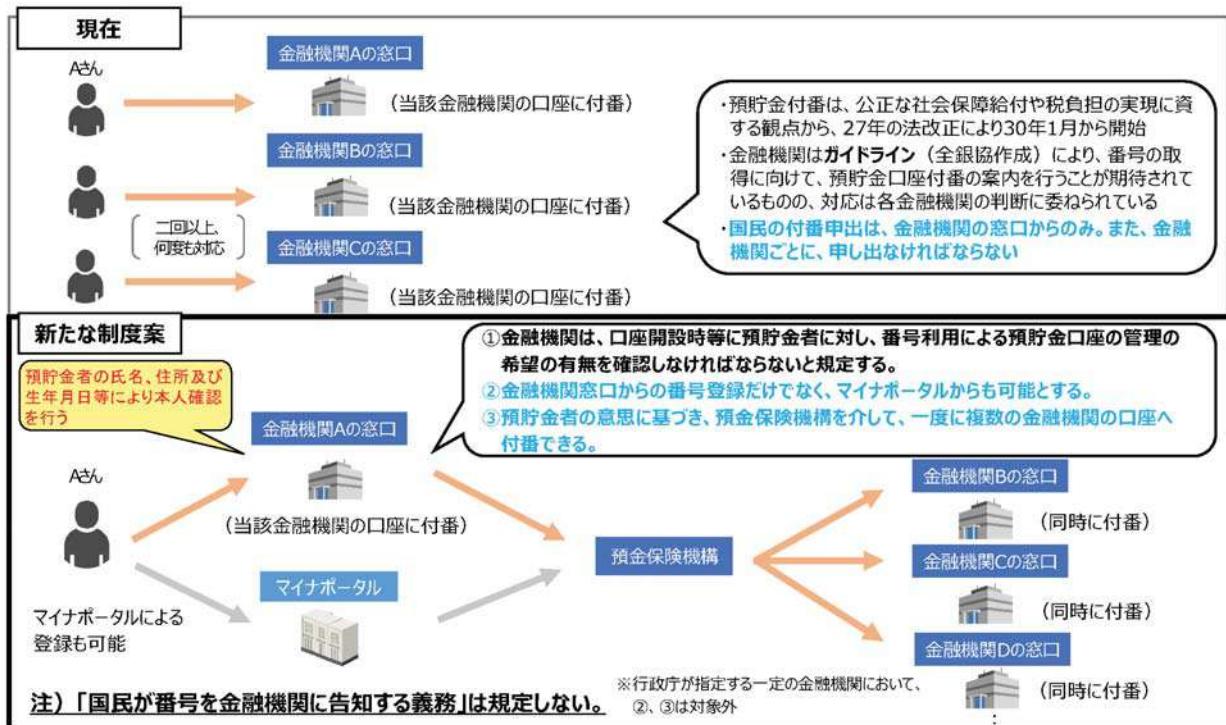
預金保険機構を介した口座への付番推進

49

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理

26

預貯金者の意思に基づくことを前提とし、一度に複数の金融機関の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設し、個人番号の利用による預貯金口座への付番を促進する



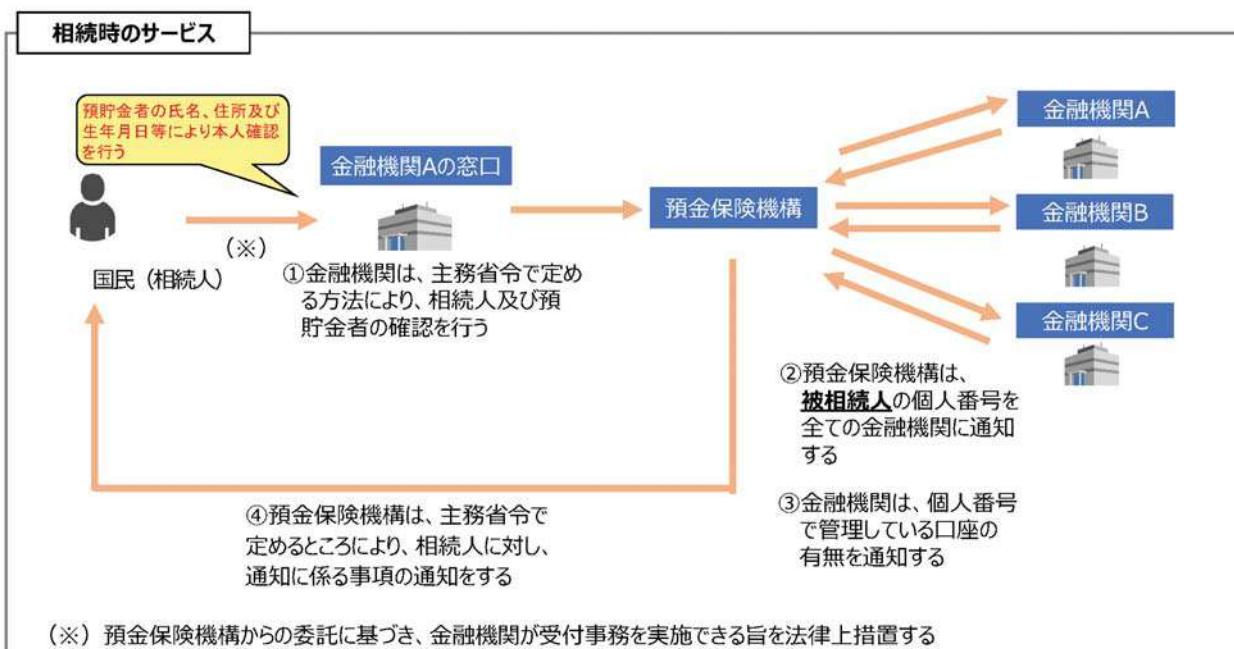
相続時・災害時に口座の所在情報を提供

50

災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供

27

災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人から求められた場合に、預金保険機構が個人番号を利用して当該預貯金者を名義人とする預貯金口座を特定し、当該預貯金口座に関する情報を提供できる仕組みを創設することにより、預貯金者の利益の保護を図ることができる



自治体情報システム標準化⇒情報共有の容易化と独自施策の抑制

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案の概要

51
28

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定
- ※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一緒に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日

- 令和3年9月1日

情報システム標準化される地方自治体の事務

52

自治体の主要17業務（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁策定の基本方針と調整の下、関係府省において作成。各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを自治体が利用



マイナンバーカード普及と制度の抜本的改善

53

「マイナンバー制度はデジタル社会における基盤の一つ…まずマイナンバーカードの普及促進を強力に進めていくことが必要不可欠…マイナンバーの利活用のため、情報連携の範囲について検討を加えつつ、併せてワンストップの実現のため、情報を必要とする行政機関等に対してプッシュ型での通知を実現していくことが必要…行政機関間における情報照会及び情報提供について、中間サーバ等を介在させずAPI連携等を手段として、効率化とリアルタイム化を追求…国として共通的な基盤・機能を提供するインフラとして、ガバメントクラウドやガバメントネットワークを構築し、情報連携を密にするための環境整備」（「デジタル社会の実現に向けた重点計画」4-5、10-12頁）

①マイナンバーカードの普及

令和4年度(2022年度)末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指す（「想定」でなく「目標」）

ア. マイナンバーカードの健康保険証としての利用

遅くとも同年10月までに本格運用を開始。令和4年度(2022年度)末までに概ね全ての医療機関等で利用

イ. 運転免許証との一体化

令和6年度(2024年度)末に一体化を開始。運転免許管理システムを令和6年度(2024年度)末までに警察庁の共通基盤上に集約

ウ. 在留カードとの一体化

令和3年(2021年)中に関係府省庁において結論⇒法律案を令和4年(2022年)通常国会に提出

政省令等の整備及びシステム改修を経て、令和7年度(2025年度)から一体化したカードの交付を開始

エ. マイナンバーカードの国外継続利用

令和6年度(2024年度)中の利用開始に向け、在外公館でのマイナンバーカードの交付等の検討

マイナンバーを活用した海外在留邦人に対する円滑な領事業務の在り方の検討を進める

オ. マイナンバーカードの電子証明書の円滑な発行・更新等

郵便局におけるマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新や、暗証番号の初期化・再設定手続を実施

カ. 全業所管官庁等を通じた計画的な取組

全業所管府省庁毎に工程表を作成し、関係業界団体等に対してカードの普及と健康保険証利用についての要請

②マイナンバーの利活用促進

ア. マイナンバーを利用した情報連携

社会保障・税・災害の3分野以外のマイナンバーを利用した情報連携や、行政事務全般（治安、外交等を除く）における機関別符号のみを利用した情報連携を、令和3年度(2021年度)に検討し、令和4年(2022年)通常国会に法案提出

イ. 公金受取口座の登録・利用及び預貯金付番の円滑化

公金受取口座の登録・利用＝可能な限り令和4年度(2022年度)中の運用開始を目指す

預貯金付番を円滑に進める仕組み＝令和6年度(2024年度)中の運用開始を目指す

ウ. 各種免許・国家資格等のデジタル化

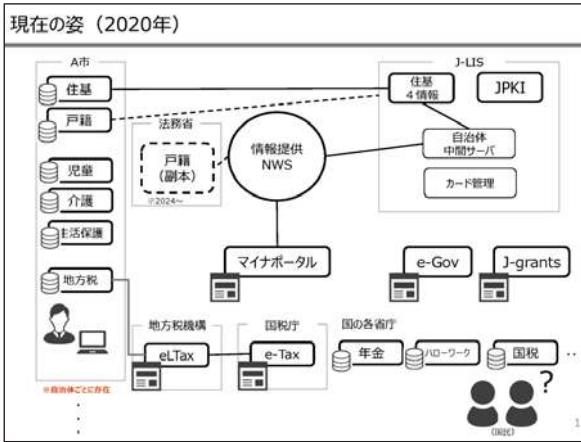
令和3年度(2021年度)に、範囲等について調査 ⇒ 令和5年度(2023年度)までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築 ⇒ 令和6年度(2024年度)にデジタル化を開始

エ. 養育費の支払確保

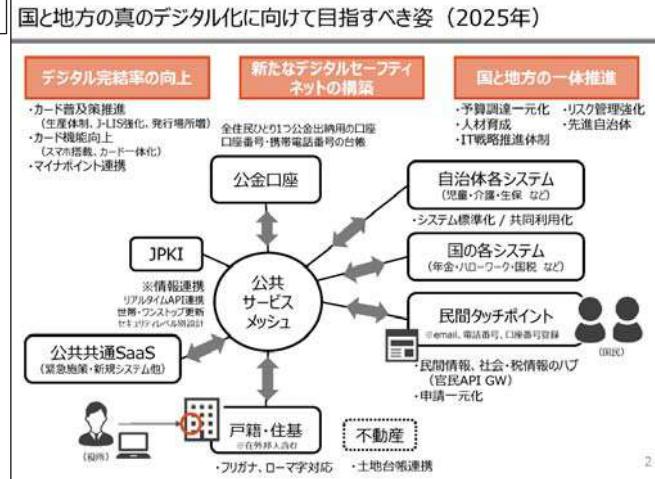
子供の貧困問題を背景とした、養育費の支払確保の方策として、マイナンバー制度の活用の可能性について検討

デジタル庁で再構築されるマイナンバー制度

54



マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ
「有識者提出資料(トータルデザインの方向性)」より



情報連携基盤（「公共サービスメッシュ」）の構築

「デジタル政府の核心である、ワンス・オンリー（同じ情報を2度、国民に求めない）を実現し、国民の負担を減らし、行政のコスト削減・正確性向上を図るために、行政機関間における情報連携が徹底されることが、必要不可欠である。

そのためにデータの照会・提供だけでなく、プッシュ通知、更新を行うことができ、府内連携・団体間連携・民間との対外接続に一貫した設計で対応できる仕組みを構築する。」（WG報告14頁）

デジタル庁の目指すデータの包括的・効率的・一元的利用

55

「データに関わる我が国の全てのプレイヤーが**我が国全体のデータ構造=「アーキテクチャ」を共有**し、それぞれの取組の社会全体での位置付けを明確化、連携の在り方を模索するとともに、無駄な重複の排除、欠落部分の補完を行っていく必要がある。アーキテクチャを共有することを通じて初めて**有機的・一体的かつダイナミックなデジタル社会**を構築することが可能になる。

本戦略の目標は**データがつながることで「新たな価値を創出」**すること(第7層)である。そのためには、データ利用者を含むステークホルダーの視点からみて、**幅広いデータの集約・分析・活用が包括的・効率的・一元的に実現**できていること、それらの実現によりステークホルダーがAIシミュレーション等でデータを最大限活用することを見据えたアーキテクチャとすることが必要である。」

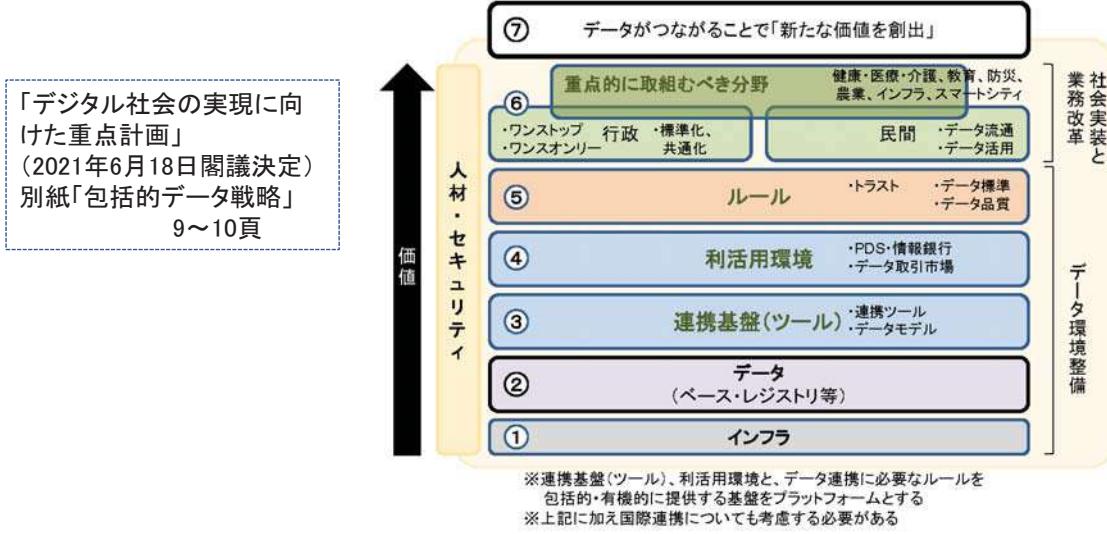


図 3　包括的データ戦略のアーキテクチャ